

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和2年12月22日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p style="text-align: center;">第1 共 通 関 係</p> <p>(1～1-2 省略)</p> <p><u>1-3 同(次葉の1)</u> (通知用)</p> <p>1-4 同(次葉の2) (通知用)</p> <p>(2 省略)</p> <p>3 不服申立て等について <u>(贈与税)</u> (通知用)</p> <p><u>3-1 不服申立て等について(相続税)</u> (通知用)</p> <p>(4～7 省略)</p> <p>(第2 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～2 省略)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和<u>2</u>年分) (第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和<u>2</u>年分) (第1表の付表2)</p> <p>(2-2-1 省略)</p> <p>2-3 令和<u>2</u>年分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 省略)</p> <p>2-5 令和<u>2</u>年分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p>(2-6～7-11 省略)</p> <p>8 令和<u>2</u>年分贈与税の修正申告書(第3表)</p> <p>(9 省略)</p> <p>9-1 令和<u>2</u>年分贈与税の修正申告書(第3表) (別表の付表)</p> <p>(9-2～28 省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和2年6月26日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p style="text-align: center;">第1 共 通 関 係</p> <p>(1～1-2 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1-3 同(次葉) (通知用)</p> <p>(2 同左)</p> <p>3 不服申立て等について (通知用)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4～7 同左)</p> <p>(第2 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～2 同左)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和<u>元</u>年分) (第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和<u>元</u>年分) (第1表の付表2)</p> <p>(2-2-1 同左)</p> <p>2-3 令和<u>元</u>年分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 同左)</p> <p>2-5 令和<u>元</u>年分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p>(2-6～7-11 同左)</p> <p>8 令和<u>元</u>年分贈与税の修正申告書(第3表)</p> <p>(9 同左)</p> <p>9-1 令和<u>元</u>年分贈与税の修正申告書(第3表) (別表の付表)</p> <p>(9-2～28 同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4 譲渡所得関係</p> <p>(1～4 省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (7～54 省略) <u>55 配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書《確定申告書付表》</u></p> <p>(第5～第7 省略)</p> <p style="text-align: center;">第8 納税猶予関係</p> <p>(1～140 省略) <u>140-1 必要経費不算入対価等の明細書</u> <u>140-2 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出書）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】</u> (141～146 省略)</p> <p>(第9～第11 省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4 譲渡所得関係</p> <p>(1～4 同左) <u>5 造成宅地の譲受け承認申請書</u> <u>6 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）所（通知用）</u> (7～54 同左) <u>(新規)</u></p> <p>(第5～第7 同左)</p> <p style="text-align: center;">第8 納税猶予関係</p> <p>(1～140 同左) <u>(新規)</u> <u>140-1 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出書）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】</u> (141～146 同左)</p> <p>(第9～第11 同左)</p>

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成・令和 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式 1 のとおりとする。
1-1 平成・令和 年分加算税の額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式 2 のとおりとする。
1-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）	様式 3 のとおりとする。
1-3 同（次葉の1）（通知用）	様式 4 のとおりとする。（新規）
1-4 同（次葉の2）（通知用）	様式 5 のとおりとする。
3-1 不服申立て等について（相続税）（通知用）	様式 6 のとおりとする。（新規）

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）	様式 7 のとおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式 8 のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 令和 年分贈与税の申告書（第1表）	様式 9 のとおりとする。
2 同（控用）	様式 10 のとおりとする。
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（令和2年分）（第1表の付表1）	様式 11 のとおりとする。
2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和2年分）（第1表の付表2）	様式 12 のとおりとする。
2-3 令和2年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式 13 のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式 14 のとおりとする。
2-5 令和2年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式 15 のとおりとする。
2-6 同（控用）	様式 16 のとおりとする。
3 令和 年分贈与税の申告書（第2表）	様式 17 のとおりとする。
4 同（控用）	様式 18 のとおりとする。
5 死亡した者の令和 年分 贈与税の申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）	様式 19 のとおりとする。
7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	様式 20 のとおりとする。
7-2-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	様式 21 のとおりとする。
7-2-3 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	様式 22 のとおりとする。

7-2-5 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	様式 23 のとおりとする。
7-6 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕	様式 24 のとおりとする。
7-7 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕	様式 25 のとおりとする。
7-8 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕	様式 26 のとおりとする。
7-9 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕	様式 27 のとおりとする。
8 令和2年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式 28 のとおりとする。
9 同（控用）	様式 29 のとおりとする。
9-1 令和2年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）	様式 30 のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式 31 のとおりとする。
11 相続時精算課税選択届出書	様式 32 のとおりとする。
12 同付表	様式 33 のとおりとする。
14 令和 年分農地等の贈与に関する確認書	様式 34 のとおりとする。
15 令和 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書	様式 35 のとおりとする。
16 同付表	様式 36 のとおりとする。
18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用）	様式 37 のとおりとする。
18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式 38 のとおりとする。
18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式 39 のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書	様式 40 のとおりとする。
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式 41 のとおりとする。
3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】	様式 42 のとおりとする。
5 造成宅地の譲受け承認申請書	様式 43 のとおりとする。（削除）
6 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式 44 のとおりとする。（削除）
7 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕	様式 45 のとおりとする。
10-7 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年1月1日以後相続開始用）	様式 46 のとおりとする。
11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書（確定申告書付表）	様式 47 のとおりとする。
12 公共事業用資産の買取り等の申出証明書	様式 48 のとおりとする。
13 公共事業用資産の買取り等の証明書	様式 49 のとおりとする。
14 優良住宅地等のための土地等の買取り証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第1号、第2号該当）	様式 50 のとおりとする。
15 優良住宅地等のための土地等の買取り証明書（租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当）	様式 51 のとおりとする。
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書	様式 52 のとおりとする。

18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書	様式 53 のとおりとする。
20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書【特定非常災害用】	様式 54 のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式 55 のとおりとする。
22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕	様式 56 のとおりとする。
23 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）	様式 57 のとおりとする。
24 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）	様式 58 のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式 59 のとおりとする。
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）	様式 60 のとおりとする。
27 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	様式 61 のとおりとする。
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】	様式 62 のとおりとする。
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5用】	様式 63 のとおりとする。
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式 64 のとおりとする。
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式 65 のとおりとする。
33-1 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書	様式 66 のとおりとする。
34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	様式 67 のとおりとする。
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）	様式 68 のとおりとする。
38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	様式 69 のとおりとする。
39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式 70 のとおりとする。
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式 71 のとおりとする。
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式 72 のとおりとする。
43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）	様式 73 のとおりとする。
46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）	様式 74 のとおりとする。
47 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式 75 のとおりとする。
55 配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書《確定申告書付表》	様式 76 のとおりとする。（新規）

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成・令和 年分 特定路線価設定申出書	様式 77 のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
140-1 必要経費不算入対価等の明細書	様式 78 のとおりとする。 (新規)

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 税の更正の請求書 3-1 同(次 葉) (相続税-付表2) 3-1-1 同(次 葉) (相続税-付表2の2) 3-5 同(次 葉) (相続税-付表6) 5-1 同(次 葉) (贈与税-付表2) 5-2 同(次 葉) (贈与税-付表3)	様式 79 のとおりとする。 様式 80 のとおりとする。 様式 81 のとおりとする。 様式 82 のとおりとする。 様式 83 のとおりとする。 様式 84 のとおりとする。

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改正後

改正前

□□□□□□

第 号

住所又は所在地（納税地）

令和 年 月 日

氏名又は名称 殿

税務署長 印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）

年分 相続税 の 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	--

2 加算税の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額
	A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	
① 国税通則法に基づく計算	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
② ①のうち国税通則法第 条第2項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
③ ①のうち国税通則法第66条第4項に係る部分	円 0,000	10	(A×B) 円	円 0,000	10	(D×E) 円	
加算税	④ 5%控除額	円 5	(A×B) 円	円 5	(D×E) 円	円	円
	⑤ 5%加算額	円 5	(A×B) 円	円 5	(D×E) 円		
	⑥ 10%加算額	円 10	(A×B) 円	円 10	(D×E) 円		
	⑦ ①から⑥の合計額(①+②+③+④+⑤+⑥)	円		円			
重加算税	⑧ 国税通則法に基づく計算	円 0,000	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
	⑨ ⑧のうち国税通則法第68条第4項に係る部分	円 0,000	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
	⑩ ⑧及び⑨の合計額(⑧+⑨)	円		円		円	

3 この通知に係る処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(資3-10-3-A4 統一)

(令2.12)

()枚のうち()枚目

□□□□□□

第 号

住所又は所在地（納税地）

令和 年 月 日

氏名又は名称 殿

税務署長 印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）

年分 相続税 の 年 月 日 納付すべき
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	--

2 加算税の計算

	加算税				納付すべき 減少する 額	重加算税		
	賦課決定額	変更決定後の 賦課決定額	国内財産調査又は財産価値調査に係る 軽減額	変更決定後の 軽減額		賦課決定額	変更決定後の 賦課決定額	納付すべき 減少する 額
① 加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円	円 0,000	円 0,000	円
② ①に対する加算税の割合	100	100	5	5		100	100	
③ ①のうち国税通則法第 条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000						
④ ③に対する加算税の割合	5	5						
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項及び第68条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000			円 0,000	円 0,000		
⑥ ⑤に対する加算税の割合	10	10			10	10		
⑦ 加算税の額(①×②と③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円	円	円	円	円	円	

3 この通知に係る処分の理由

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

(資3-10-3-A4 統一)

(令元.5)

()枚のうち()枚目

改正後

改正前

氏名又は
名称 _____ 殿

氏名又は
名称 _____ 殿

(通知用)

(通知用)

____年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した ____年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

あなたに通知した ____年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額 (A×B) 円	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額 (D×E) 円	
① 国税通則法に 基づく計算	G (注1)	円 0.000	円 100	(A×B) 円	円 0.000	円 100	(D×E) 円
	H (注2)	円 0.000	円 5	(A×B) 円	円 0.000	円 5	(D×E) 円
②のうち国税通則法 第66条第2項に係る部分	円 0.000	円 5	(A×B) 円	円 0.000	円 5	円 100	(D×E) 円
③のうち国税通則法 第66条第4項に係る部分	円 0.000	円 10	(A×B) 円	円 0.000	円 10	円 100	(D×E) 円
国外財産調査又は 財産債務調査に係る 控除又は加算	④ 5%控除額	円 0.000	円 5	(A×B) 円	円 0.000	円 5	(D×E) 円
	⑤ 5%加算額	円 0.000	円 5	(A×B) 円	円 0.000	円 5	(D×E) 円
	⑥ 10%加算額	円 0.000	円 10	(A×B) 円	円 0.000	円 10	(D×E) 円
⑦ ①から⑥の合計額 (G+H+②+③-④+⑤+⑥)			円				円

	賦課 決定額	変更決定後の 賦課決定額	国外財産調査又は財産債務調査に係る		納付すべき 減少する 額
			軽 減 額	変更決定後の 軽 減 額	
① 加算税の基礎となる税額 (注1)	円 0.000	円 0.000			
	円 0.000	円 0.000	円 0.000	円 0.000	
② ①に対する加算税の 割合	C Aに対する 割合 円 100	円 100	円 5	円 5	
	D Bに対する 割合 円 5	円 100			
③ ①のうち国税通則法第66条第2項の 規定による加算税の基礎となる税額	円 0.000	円 0.000			
④ ③に対する加算税の割合	円 5	円 5			
⑤ ①のうち国税通則法第66条第4項の 規定による加算税の基礎となる税額	円 0.000	円 0.000			
⑥ ⑤に対する加算税の割合	円 10	円 10			
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと②×④と⑤×⑥ との合計額)	円 100	円 100			

(注) 1 国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額を記載しています。
2 国税通則法第66条第6項の規定による加算税の基礎となる税額を記載しています。

(注) 1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。
2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

改正後

改正前

氏名又は
名 称 _____ 殿

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税
通則法に基づく計算」欄(①及び③)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	隔べい又は 仮装部分の額	隔べい又は仮装事由 以外の事実のみによ り変更決定等があ ったとした場合の額	非 正 当 事 由 部 分 の 額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった 場合の額
課税 価格等 の計算 各人の 合計						
取得財産の価額(注1) ①	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ②			円		円	
課税資産額に 加算される 贈与課税分の 増分財産価額 ③			円		円	
課税価格(①-②+③) ④	円	円	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦						
課税資産額に 加算される 贈与課税分の 増分財産価額 ⑧						
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	円	円	円	円	円	円
相続税額 ⑩	円	円	円	円	円	円
法第18条の 規定による 加算額 ⑪						
格別控除額 ⑫						
差引税額 ⑬						
相続時精算課税 分の贈与税額 控除額 ⑭	円	円	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮	円	円	円	円	円	円
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円	円	円
増 差 税 額 ⑰	円	円	円	円	円	円
加算税の基礎 となる税額 ⑱	円	円	円	円	円	円

	A	B	C	D	E	F	G	H
	前の額	後の額	隔べい又は仮 装部分の額	隔べい又は仮装事 由以外の事実のみ に基づいて更正決 定等があったとし た場合の額	非 正 当 事 由 部 分 の 額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった 場合の額	国外財産調書に記 載がある国外財産 又は財産債務調査 に記載がある財産 に係る部分の額	右が適用される国 外財産又は財産に 係るもの以外の事 実のみに基づいて 更正決定等があ ったとした場合の額
課税 価格等 の計算 各人の 合計								
取得財産の価額(注1) ①	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ②			円		円			
課税資産額に 加算される 贈与課税分の 増分財産価額 ③			円		円			
課税価格(①-②+③) ④	円	円	円	円	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦								
課税資産額に 加算される 贈与課税分の 増分財産価額 ⑧								
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	円	円	円	円	円	円	円	円
相続税額 ⑩	円	円	円	円	円	円	円	円
法第18条の 規定による 加算額 ⑪								
格別控除額 ⑫								
差引税額 ⑬								
相続時精算課税 分の贈与税額 控除額 ⑭	円	円	円	円	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮	円	円	円	円	円	円	円	円
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円	円	円	円	円
増 差 税 額 ⑰	円	円	円	円	円	円	円	円
加算税の基礎 となる税額 ⑱	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隔べい又は仮装した財産等及びあなたが正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額の金額を記載しています。
 3 隔べい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑧-⑩)」とあるのは「(⑧-⑩)」として計算しています。

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
 2 上記計算中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取等したかどうかにかかわらず、あなたが隔べい又は仮装した財産等及びあなたが正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等並びに国外財産調査に記載がある国外財産又は財産債務調査に記載がある財産の価額等の金額を記載しています。
 3 隔べい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑩-⑫)」とあるのは「(⑩-⑫)」として、「(⑩-⑫)」とあるのは「(⑩-⑫)」として計算しています。

改正後

改正前

氏名又は
名 称 _____ 殿

(通知用)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の1

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国外財産調査書又は財産債務調査書に係る控除又は加算」欄の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	G 5%控除額に対応する部分の額 (注4)	H Gが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事項のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	I 5%加算額に対応する部分の額 (注4)	J G及びJが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事項のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	K 10%加算額に対応する部分の額 (注4)	L G、I及びKが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事項のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額
課税価格等の計算 全入の会社	取得財産の価額 (注7) ①	円	円	円	円	円
債務控除額 ②						
課税資産額に課税される 贈与課税分の贈与財産価額 ③						
課税価格 (①-②+③) ④		円 .000	円 .000	円 .000	円 .000	円 .000
相続税の総額 ⑤			円 00	円 00	円 00	円 00
あなた の課税 価格等 の計算	取得財産の価額 (注7) ⑥	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦						
課税資産額に課税される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧						
課税価格 (⑥-⑦+⑧) ⑨		円 .000	円 .000	円 .000	円 .000	円 .000
相続税額 ⑩						
法第18条の規定 による加算額 ⑪						
課税価格等 の計算	差引控除額 ⑫					
相続時精算課税の 贈与税額控除額 ⑬			円 00	円 00	円 00	円 00
医療法人等 控除額 ⑭						
⑬-⑭ ⑮			円 00	円 00	円 00	円 00
増 差 税 額 ⑯	円 00	円 00	円 00	円 00	円 00	円 00
加算税の基礎 となる税額 ⑰	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000	円 0,000

(注) 4 国外財産調査書に記載がある国外財産又は財産債務調査書に記載がある財産に係る部分の額をいいます。
 5 国外財産調査書が提出期限内に提出されない場合は国外財産調査書に記載がない場合等の国外財産に係る部分(6に該当するものを除きます。)の額をいいます。
 6 国外財産調査書が提出期限内に提出されない場合は国外財産調査書に記載がない場合等の国外財産のうち、国外財産調査書に記載すべき国外財産の取得等に
 係る書類等の提示等の求めに応じずその提出等をしなかった部分の額をいいます。
 7 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
 8 上記計算明細書(次葉の1)中の「課」の付いた各欄には、当該通知の対象者がその財産等を取等したかどうかにかかわらず、5%控除額、5%加算額
 又は10%加算額に対応する部分の額をそれぞれ記載しています。
 9 贈与又は仮差部分の額(「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」のC欄)がない場合には、「(⑬-⑭)」とあるのは「(⑬-⑭)」として計算
 しています。

(新規)

改正後

改正前

氏名又は
名称 _____ 殿

氏名又は
名称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の2

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉

	M	N	O	P
	その金額から他の の税目における 更正の請求に係 る部分を除いた 金額	Cの額又は 仮処分以外の 事実のみに基づ いて更正決定等 があったとした 場合の額	非 正 当 事 由 部 分 の 額	正 当 な 事 由 が あ る と 認 め ら れ る 事 実 の み に 基 づ いて更正決定等 があった場合 の額
課税価格等の計算(各人の合計)				
取得財産の価額(注10)	①		*	円
債務控除額	②			円
新妻産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額	③			円
課税価格(①-②+③)	④	円		円
相続税の総額	⑤	円		円
取得財産の価額(注10)	⑥	円		円
債務控除額	⑦			円
新妻産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額	⑧			円
課税価格(⑥-⑦+⑧)	⑨	円		円
相続税額	⑩	円		円
法第18条の規定 による加算額	⑪			円
税額控除額	⑫			円
差引税額	⑬			円
相続時精算課税分 の贈与税額控除額	⑭	円		円
医療法人持分 税額控除額	⑮	円		円
⑬-⑭-⑮	⑯	円		円
増差税額	⑰	円		円

あなたに通知した
年分 相続
税の
通知書及び加算税の賦課決定
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明
細書(相続税)」の「加算税の基礎となる
税額」は、この計算明細書により次のと
り計算しています。

	国民通用法第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額	国民通用法第66条第6項の規定 による加算税の基礎となる税額
増差税額	円	円
加算税の基礎と なる税額	円	円

(注) 10 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。

11 上記計算明細(次葉の2)中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、あなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。

	I	J	K	L
	その金額から他 の税目における 更正の請求に係 る部分を除いた 金額	Cの額又は 仮処分以外の 事実のみに基づ いて更正決定等 があったとした場 合の額	非 正 当 事 由 部 分 の 額	正 当 な 事 由 が あ る と 認 め ら れ る 事 実 の み に 基 づ いて更正決定等 があった場合 の額
課税価格等の計算(各人の合計)				
取得財産の価額(注4)	①		*	円
債務控除額	②			円
新妻産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額	③			円
課税価格(①-②+③)	④	円		円
相続税の総額	⑤	円		円
取得財産の価額(注4)	⑥	円		円
債務控除額	⑦			円
新妻産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額	⑧			円
課税価格(⑥-⑦+⑧)	⑨	円		円
相続税額	⑩	円		円
法第18条の規定 による加算額	⑪			円
税額控除額	⑫			円
差引税額	⑬			円
相続時精算課税分 の贈与税額控除額	⑭	円		円
医療法人持分 税額控除額	⑮	円		円
⑬-⑭-⑮	⑯	円		円
増差税額	⑰	円		円

あなたに通知した平成____年分 相続
税の
通知書及び加算税の賦課決定
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明
細書(相続税)」の「加算税の基礎となる
税額」は、この計算明細書により次のと
り計算しています。

	国民通用法第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額	国民通用法第66条第6項の規定 による加算税の基礎となる税額
増差税額	円	円
加算税の基礎と なる税額	円	円

(注) 4 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。

5 上記計算明細(次葉)中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得等したかどうかにかかわらず、あなたに正当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。

改正後

改正前

(通知用)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(資3-24-2-A4統一)

() 枚のうち () 枚目

(新規)

改正後

改正前

□□□□-□□□□

相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)

住所 氏名

第 号 令和 年 月 日

税務署長

年月日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり及び加算税の賦課決定をします。

Table with columns for tax amount and reduction/offset amounts. Includes checkboxes for new payments and reductions.

Table (1) showing tax calculation details: (1) Taxable amount calculation, (2) Tax reduction calculation.

Table (2) showing tax calculation details: (1) Tax calculation, (2) Tax reduction calculation.

○ この通知に係る部分の理由

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-2-A4続一)

□□□□-□□□□

相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)

住所 氏名

第 号 令和 年 月 日

税務署長

年月日の相続開始に係る相続税及びその加算税について、下記のとおり及び加算税の賦課決定をします。

Table with columns for tax amount and reduction/offset amounts. Includes checkboxes for new payments and reductions.

Table (1) showing tax calculation details: (1) Taxable amount calculation, (2) Tax reduction calculation.

Table (2) showing tax calculation details: (1) Tax calculation, (2) Tax reduction calculation.

○ この通知に係る部分の理由

() 枚のうち () 枚目

(資4-75-2-A4続一)

○ この更正又は決定が申告期間から1年を経過してされた場合で、その賦課等を一時的に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の滞りが認められる。

○ この更正又は決定が申告期間から1年を経過してされた場合で、その賦課等を一時的に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の滞りが認められる。

改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 〇〇〇 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条（法定相続分）、同法第901条（代襲相続人の相続分）、同法第902条（遺言による相続分の指定）に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

Table with 4 columns: 区分, 当初課税額 (円), 額, 納付すべき 減少する 本税の額 (円). Rows include 小計 (注) and あなたの相続分.

(注) 「小計」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額等の計算明細」の「1納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計 (③-④-⑤)」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳 (注)

Table with 4 columns: 区分, 賦課決定分, 変更決定後の賦課決定分, 額. Rows include 申告加算税に対応する本税の額 (a), 5%控除額, 10%加算額, 重加算税, and 上記a及びb以外の本税の額.

(注) イからヘ（変更決定の場合はトからヲ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき 減少する 加算税の額」の計算

Table with 6 columns: 課税決定額, 変更決定後の課税決定額, 納付すべき 減少する 額. Rows include ①国稅通則法に基づく計算, ②①のうち国稅通則法第5条第2項に係る部分, ③①のうち国稅通則法第900条第4項に係る部分, ④5%控除額, ⑤5%加算額, ⑥10%加算額, ⑦①から⑥の合計額, ⑧国稅通則法に基づく計算, ⑨⑧のうち国稅通則法第900条第4項に係る部分, ⑩⑧及び⑨の合計額.

(注) 「加算税の基礎となる税額」は、上記2(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

Table with 4 columns: 区分, 当初課税額 (円), 額, 納付すべき 減少する 本税の額 (円). Rows include 申告納税額 (注) and あなたの相続分.

(注) 「申告納税額」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額等の計算明細」の「1納付税額又は還付税額の計算明細」の「申告納税額 (⑫-⑬)」欄の金額をいいます。

() 枚のうち () 枚目

(資4-85-1-A4統一)

(通知用)

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 〇〇〇 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条（法定相続分）、同法第901条（代襲相続人の相続分）、同法第902条（遺言による相続分の指定）に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = A 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「1納付税額又は還付税額の計算明細」の「②小計 (③-④-⑤)」欄の右側「() 欄」の額から左欄「() 欄」の額を減算した額です。

2 「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳
イ 申告加算税に対応する本税の額
ロ 重加算税に対応する本税の額
ハ 上記以外の本税の額
ニ 国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額に対応する本税の額

(1) 申告加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = B 円

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第 条第2項適用分)) = C 円

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第66条第4項適用分)) = D 円

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国外財産調査又は財産債務調査に係る軽減額)) = E 円

申告加算税の額 (B + C + D - E) = 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) × (加算税の割合) = F 円

(基礎となる税額) × (加算税の割合 (国税通則法第68条第4項適用分)) = G 円

重加算税の額 (F + G) = 円

(注) 上記1、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又はニの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) × (相続分) = 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 〇〇〇 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額 (⑫-⑬)」欄の右側「() 欄」の額から左欄「() 欄」の額を減算した額です。

() 枚のうち () 枚目

(資4-85-1-A4統一)

(通知用)

改正後

改正前

令和00年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (FD4728)

提出用 住所 フリガナ 氏名 個人番号又は法人番号 生年月日 職業 整理番号 補完 申告書提出年月日 取消等延長年月日 出願年月日 死亡年月日 名簿 事項 財産目録コード 短期処理訂正枚数 長期処理訂正枚数

第一表 (令和2年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第1表の二又は第一表の三と相対時精算課税の申告は申告書第1表と一併に提出してください) 特例贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 贈与を受けた者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日 贈与の金額(円) 特例適用の種別 特例適用の理由 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)

課税分 ii 一般贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 贈与を受けた者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日 贈与の金額(円) 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)

合計欄 Ⅰ 暦年課税分 Ⅱ 相対時精算課税分 Ⅲ 合計欄 Ⅰ 暦年課税分 Ⅱ 相対時精算課税分 Ⅲ 合計欄 Ⅰ 暦年課税分 Ⅱ 相対時精算課税分 Ⅲ 合計欄

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 税理士法第30条の書面提出用 通領日付印・確認者印 税理士法第33条の2の書面提出用 確認者印 (資5-10-1-1-A4統-1)(令2.10)

令和00年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (FD4728)

提出用 住所 フリガナ 氏名 個人番号又は法人番号 生年月日 職業 整理番号 補完 申告書提出年月日 取消等延長年月日 出願年月日 死亡年月日 名簿 事項 財産目録コード 短期処理訂正枚数 長期処理訂正枚数

第一表 (令和元年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と相対時精算課税の申告は申告書第一表と一併に提出してください) 特例贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 贈与を受けた者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日 贈与の金額(円) 特例適用の種別 特例適用の理由 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)

課税分 ii 一般贈与財産分 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 贈与を受けた者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日 贈与の金額(円) 一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)

合計欄 Ⅰ 暦年課税分 Ⅱ 相対時精算課税分 Ⅲ 合計欄 Ⅰ 暦年課税分 Ⅱ 相対時精算課税分 Ⅲ 合計欄 Ⅰ 暦年課税分 Ⅱ 相対時精算課税分 Ⅲ 合計欄

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 税理士法第30条の書面提出用 通領日付印・確認者印 税理士法第33条の2の書面提出用 確認者印 (資5-10-1-1-A4統-1)(令2.10)

改正後

改正前

税務署長 令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書)

住所: フリガナ

氏名: 〇〇〇〇

個人番号又は法人番号: ※個人番号又は法人番号は複写されません

生年月日: 〇〇/〇〇/〇〇

第一表 (令和2年分以降用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

特別贈与財産 I

ii 一般贈与財産

課税分

合計

基礎控除額 5

控除後の課税価格 6

⑥に対する税額 7

外国税額の控除額 8

医療法人持分税額控除額 9

差引税額 10

控除額控除後の課税価格の合計額 11

控除額控除後の課税価格の合計額 12

課税価格の合計額 13

控除後の課税価格の合計額 14

農地等納税額控除額 15

株式等納税額控除額 16

特別株式等納税額控除額 17

医療法人持分納税額控除額 18

事業用資産納税額控除額 19

申告期限までに納付すべき税額 20

申告期限までに納付すべき税額の増加額 21

申告期限までに納付すべき税額の増加額 22

作成税理士の事務所所在地、署名押印、電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

(税5-10-1-2-A4統一) (令和10)

税務署長 令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書)

住所: フリガナ

氏名: 〇〇〇〇

個人番号又は法人番号: ※個人番号又は法人番号は複写されません

生年月日: 〇〇/〇〇/〇〇

第一表 (令和元年分以降用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

特別贈与財産 I

ii 一般贈与財産

課税分

合計

基礎控除額 5

控除後の課税価格 6

⑥に対する税額 7

外国税額の控除額 8

医療法人持分税額控除額 9

差引税額 10

控除額控除後の課税価格の合計額 11

控除額控除後の課税価格の合計額 12

課税価格の合計額 13

控除後の課税価格の合計額 14

農地等納税額控除額 15

株式等納税額控除額 16

特別株式等納税額控除額 17

医療法人持分納税額控除額 18

事業用資産納税額控除額 19

申告期限までに納付すべき税額 20

申告期限までに納付すべき税額の増加額 21

申告期限までに納付すべき税額の増加額 22

作成税理士の事務所所在地、署名押印、電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

(税5-10-1-2-A4統一) (令和10)

改正後

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)*が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item and Amount. Includes: 特例贈与財産の価額の合計額 (A) 6,000,000円, 基礎控除額 (B) 1,100,000円, Bの控除後の課税価格 [A-B] (C) 4,900,000円, Cに対する税額 (D) 680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
A:6,000,000円 - B:1,100,000円 = C:4,900,000円
C:4,900,000円×20% (特例税率) - 300,000円(控除額) = D:680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 特例税率. Shows rates from 10% to 55% for various price brackets.

<ご注意ください>「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」が適用されない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item and Amount. Includes: 一般贈与財産の価額の合計額 (A) 14,000,000円, 配偶者控除額 (B) 10,000,000円, 基礎控除額 (C) 1,100,000円, B及びCの控除後の課税価格 [A-B-C] (D) 2,900,000円, Dに対する税額 (E) 335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
A:14,000,000円 - B:10,000,000円 - C:1,100,000円 = D:2,900,000円
D:2,900,000円×15% (一般税率) - 100,000円(控除額) = E:335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 一般税率. Shows rates from 10% to 55% for various price brackets.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item and Amount. Includes: 特例贈与財産の価額の合計額 (A) 5,000,000円, 一般贈与財産の価額の合計額 (B) 10,000,000円, 配偶者控除額 (C) 0円, 暦年課税分の課税価格の合計額 [A+B-C] (D) 15,000,000円, Eの控除後の課税価格 [D-E] (F) 13,900,000円, Fの金額に「特例税率」を適用した税額 (G) 3,660,000円, Hの金額に「一般税率」を適用した税額 (I) 4,505,000円, 一般贈与財産に対応する税額 [I×(B-C)/D] (J) 3,003,333円, 税額 (H+J) (K) 4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(C)を控除した課税価格(E)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)の2とおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。
(1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及びI欄の計算
I:13,900,000円×40% (特例税率) - 1,900,000円(控除額) = G:3,660,000円
G:3,660,000円×(A:5,000,000円 / D:15,000,000円) = H:1,220,000円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
(2) 一般贈与財産に対応する税額(I)及びJ欄の計算
I:13,900,000円×45% (一般税率) - 1,750,000円(控除額) = I:4,505,000円
I:4,505,000円×(B:10,000,000円 - C:0円) / D:15,000,000円 = J:3,003,333円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
(3) 贈与税額の計算(K欄の計算)
H:1,220,000円 + J:3,003,333円 = K:4,223,333円

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)*が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item and Amount. Includes: 特例贈与財産の価額の合計額 (A) 6,000,000円, 基礎控除額 (B) 1,100,000円, Bの控除後の課税価格 [A-B] (C) 4,900,000円, Cに対する税額 (D) 680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
A:6,000,000円 - B:1,100,000円 = C:4,900,000円
C:4,900,000円×20% (特例税率) - 300,000円(控除額) = D:680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 特例税率. Shows rates from 10% to 55% for various price brackets.

<ご注意ください>「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」が適用されない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item and Amount. Includes: 一般贈与財産の価額の合計額 (A) 14,000,000円, 配偶者控除額 (B) 10,000,000円, 基礎控除額 (C) 1,100,000円, B及びCの控除後の課税価格 [A-B-C] (D) 2,900,000円, Dに対する税額 (E) 335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
A:14,000,000円 - B:10,000,000円 - C:1,100,000円 = D:2,900,000円
D:2,900,000円×15% (一般税率) - 100,000円(控除額) = E:335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

Table with 2 columns: 基礎控除後の課税価格 and 一般税率. Shows rates from 10% to 55% for various price brackets.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item and Amount. Includes: 特例贈与財産の価額の合計額 (A) 5,000,000円, 一般贈与財産の価額の合計額 (B) 10,000,000円, 配偶者控除額 (C) 0円, 暦年課税分の課税価格の合計額 [A+B-C] (D) 15,000,000円, Eの控除後の課税価格 [D-E] (F) 13,900,000円, Fの金額に「特例税率」を適用した税額 (G) 3,660,000円, Hの金額に「一般税率」を適用した税額 (I) 4,505,000円, 一般贈与財産に対応する税額 [I×(B-C)/D] (J) 3,003,333円, 税額 (H+J) (K) 4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(C)を控除した課税価格(E)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)の2とおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。
(1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及びI欄の計算
I:13,900,000円×40% (特例税率) - 1,900,000円(控除額) = G:3,660,000円
G:3,660,000円×(A:5,000,000円 / D:15,000,000円) = H:1,220,000円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
(2) 一般贈与財産に対応する税額(I)及びJ欄の計算
I:13,900,000円×45% (一般税率) - 1,750,000円(控除額) = I:4,505,000円
I:4,505,000円×(B:10,000,000円 - C:0円) / D:15,000,000円 = J:3,003,333円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
(3) 贈与税額の計算(K欄の計算)
H:1,220,000円 + J:3,003,333円 = K:4,223,333円

改正後

改正前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（令和2年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名
(法人整理番号) ()

1 委託者
住 氏名 (フリガナ) 生年 年 月 日
所 名 月 日 明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

2 信託の明細
番号 信託の名称 所在地(信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。) 贈与者の氏名、住所(相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限り。)

3 信託に関する権利の明細
番号 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等 数量 単価 財産の価額 あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
円 円 円 円 円 円

信託に関する権利の価額の合計額等 ① ②

上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額 ③

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算
④ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額) 円
⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 円
⑥ 贈与税の額(③×⑤÷④) 円
⑦ 外国税額控除後の贈与税額(⑥-②) 円
⑧ 控除する法人税等に相当する額(②欄の金額) 円
⑨ 差引税額(⑦-⑧) 円

(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
2 ⑥欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額(②欄の金額)を記入します。
3 ⑦欄の金額(⑦-⑧)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
4 ⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。
5 信託の受託者が1人の場合は、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

5 控除する法人税等に相当する額の計算
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額(⑤欄の金額) 円
⑪ ⑩の金額に基づく事業税の額 円
⑫ ⑩の金額に基づく翌期控除事業税等相当額 円
⑬ ⑩の金額に基づく田地方人特別税の額 円
⑭ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額(⑪-⑫-⑬) 円
⑮ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 円
⑯ ⑮の金額に基づく法人税の額 円

⑰ ⑯の金額に基づく地方民税の額 円
⑱ ⑯の金額に基づく道府県民税の額 円
⑲ ⑯の金額に基づく市町村民税の額 円
⑳ ⑯の金額に基づく田地方人特別税の額 円
㉑ ⑯の金額に基づく特別法人事業税の額(⑰+⑱+⑲+⑳+㉑) 円

(注) 1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑬欄及び⑭欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等)に関する暫定措置法をいいます。以下同じです。の規定を適用して計算した「田地方人特別税の額」を記入します。
※ 贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
3 ⑮欄及び⑯欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業課与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
※ 贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
4 ⑰欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
5 ⑱欄は、⑱欄の法人税の額を基に地方民税の規定を適用して計算した「地方民税の額」を記入します。
6 ⑲欄及び⑳欄は、⑱欄の法人税の額を基に道府県民税の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
7 ㉑欄が㉒欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。

第一表の付表一(令和2年分用)

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（令和元年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の名称又は氏名
(法人整理番号) ()

1 委託者
住 氏名 (フリガナ) 生年 年 月 日
所 名 月 日 明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

2 信託の明細
番号 信託の名称 所在地(信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。) 贈与者の氏名、住所(相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限り。)

3 信託に関する権利の明細
番号 種類 細目 利用区分、銘柄等 所在場所等 数量 単価 財産の価額 あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額
円 円 円 円 円 円

信託に関する権利の価額の合計額等 ① ②

上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額 ③

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。
2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。

4 贈与税額等の計算
④ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額) 円
⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 円
⑥ 贈与税の額(③×⑤÷④) 円
⑦ 外国税額控除後の贈与税額(⑥-②) 円
⑧ 控除する法人税等に相当する額(②欄の金額) 円
⑨ 差引税額(⑦-⑧) 円

(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
2 ⑥欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額(②欄の金額)を記入します。
3 ⑦欄の金額(⑦-⑧)がマイナスとなるときは「0」と記入します。
4 ⑨欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑨欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑨欄に転記します。
5 信託の受託者が1人の場合は、④欄と⑤欄の額は、同じになります。

5 控除する法人税等に相当する額の計算
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算
⑩ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額(⑤欄の金額) 円
⑪ ⑩の金額に基づく事業税の額 円
⑫ ⑩の金額に基づく翌期控除事業税等相当額 円
⑬ ⑩の金額に基づく田地方人特別税の額 円
⑭ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額(⑪-⑫-⑬) 円
⑮ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 円
⑯ ⑮の金額に基づく法人税の額 円

⑰ ⑯の金額に基づく地方民税の額 円
⑱ ⑯の金額に基づく道府県民税の額 円
⑲ ⑯の金額に基づく市町村民税の額 円
⑳ ⑯の金額に基づく田地方人特別税の額 円
㉑ ⑯の金額に基づく特別法人事業税の額(⑰+⑱+⑲+⑳+㉑) 円

(注) 1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
2 ⑬欄及び⑭欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等)に関する暫定措置法をいいます。以下同じです。の規定を適用して計算した「田地方人特別税の額」を記入します。
※ 令和元年10月1日以前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
3 ⑮欄及び⑯欄は、それぞれ⑩欄及び⑬欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業課与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
※ 令和元年10月1日以後の贈与の場合に記入し、同日以前の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
4 ⑰欄は、⑰欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
5 ⑱欄は、⑱欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「地方民税の額」を記入します。
6 ⑲欄及び⑳欄は、⑱欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして道府県民税の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
7 ㉑欄が㉒欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。

第一表の付表一(令和元年分用)

改正後

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額(表面①欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる金額の計算					⑦ ⑥の金額に基づく法人税の額	⑧ ⑥の金額に基づく事業税の額		
	② 信託に関する権利の金額の合計額(表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の額の基となる金額(②-③-④)			④ ②の金額に基づく事業税の額	⑤ ③の金額に基づく田地方人特別税の額	⑥ ④の金額に基づく特別法人事業税の額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑨ 法人税等に相当する額 (⑦+⑧) ⑩ (①-⑧) の金額 +⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
番号	⑧ 上記②欄の金額	⑩ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の額の合計額	⑪ (⑬×⑭+⑮) の金額	⑫ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑬ 信託財産責任負担債務の額(⑩-⑫)				
	円	円	円	円	円				

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ⑩欄及び⑪欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
4 ⑫欄及び⑬欄は、それぞれ⑫欄及び⑬欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した「田地方人特別税の額」を記入します。
5 ⑭欄及び⑮欄は、それぞれ⑭欄及び⑮欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
6 贈与の日の属する受益者の事業年度が令和元年10月1日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
7 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度が令和元年10月1日以前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
8 ⑰欄は、⑰欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
9 ⑱欄は、⑱欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
10 ⑲欄の金額(⑲-⑳) がマイナスとなるときは「0」と記入します。
11 ⑳欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
12 ㉑欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
13 ㉒欄の金額(㉒-㉓) がマイナスとなるときは「0」と記入します。
14 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとで作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受益者の名称又は氏名」欄には、受益者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受益者が委託者から受託した(している)受益者が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受益者以外の他の受益者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受益者がこの明細書を提出する受益者以外の場合には、その受益者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受益者が受託した(している)受益者が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額(表面①欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる金額の計算					⑦ ⑥の金額に基づく法人税の額	⑧ ⑥の金額に基づく事業税の額		
	② 信託に関する権利の金額の合計額(表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の額の基となる金額(②-③-④)			④ ②の金額に基づく事業税の額	⑤ ③の金額に基づく田地方人特別税の額	⑥ ④の金額に基づく特別法人事業税の額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
⑨ 法人税等に相当する額 (⑦+⑧) ⑩ (①-⑧) の金額 +⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
番号	⑧ 上記②欄の金額	⑩ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の額の合計額	⑪ (⑬×⑭+⑮) の金額	⑫ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑬ 信託財産責任負担債務の額(⑩-⑫)				
	円	円	円	円	円				

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。
3 ⑩欄及び⑪欄は、それぞれ⑩欄及び⑪欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
4 ⑫欄及び⑬欄は、それぞれ⑫欄及び⑬欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
5 ⑭欄及び⑮欄は、それぞれ⑭欄及び⑮欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
6 令和元年10月1日以前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
7 令和元年10月1日以後の贈与の場合に記入し、同日以前の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
8 令和元年10月1日以後の贈与の場合に記入し、同日以前の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
9 ⑰欄は、⑰欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
10 ⑱欄は、⑱欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。
11 ⑲欄から⑳欄までは、それぞれ⑲欄及び⑳欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。
12 ㉑欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。
13 ㉒欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
14 ㉓欄の金額(㉓-㉔) がマイナスとなるときは「0」と記入します。
15 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとで作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。
各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受益者の名称又は氏名」欄には、受益者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受益者が委託者から受託した(している)受益者が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受益者以外の他の受益者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受益者がこの明細書を提出する受益者以外の場合には、その受益者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受益者が受託した(している)受益者が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正後

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和2年分）

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和元年分）

<p>この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合には、贈与者ごとに作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>	<table border="1"> <tr><th>贈与者の氏名</th></tr> <tr><td>人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称</td></tr> </table>	贈与者の氏名	人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称
贈与者の氏名			
人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称			

<p>この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合には、贈与者ごとに作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>	<table border="1"> <tr><th>贈与者の氏名</th></tr> <tr><td>人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称</td></tr> </table>	贈与者の氏名	人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称
贈与者の氏名			
人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称			

1 贈与により取得した財産の明細等										
番号	種類	細目	利用区分、 納税等	所在地等	数量		単価 倍率	財産の価額	外国税額控除額	
					固定資産税 評価額	課税額				
1								円	円	
2										
3										
4										
5										
▲ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①		②		
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③		④	
基礎控除後の課税価格に対する税額 <small>①の金額から1,100円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第1表（附明）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額</small>									⑤	円

1 贈与により取得した財産の明細等										
番号	種類	細目	利用区分、 納税等	所在地等	数量		単価 倍率	財産の価額	外国税額控除額	
					固定資産税 評価額	課税額				
1								円	円	
2										
3										
4										
5										
▲ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①		②		
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③		④	
基礎控除後の課税価格に対する税額 <small>①の金額から1,100円を控除した金額（千円未満は切り捨てます。）に対し、申告書第1表（附明）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額</small>									⑤	円

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	⑦ ⑥の価額に基づく事業所得割の額	⑧ ⑦の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑨ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	⑩ 翌期控除事業税等相当額 (⑦+⑧+⑨)
円	円	円	円	円
⑪ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑥-⑩)	⑫ ⑪の価額に基づく法人税の所得割の額	⑬ ⑪の価額に基づく事業税の所得割の額	⑭ ⑪の金額に基づく地方法人特別税の額	
円	円	円	円	円
⑮ ⑬の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑯ ⑬の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑰ ⑬の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑱ ⑬の金額に基づく特別法人事業税の額	⑲ 法人税等に相当する額 (⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)
円	円	円	円	円

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	⑦ ⑥の価額に基づく事業所得割の額	⑧ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額	⑨ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	⑩ 翌期控除事業税等相当額 (⑦+⑧+⑨)
円	円	円	円	円
⑪ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑥-⑩)	⑫ ⑪の価額に基づく法人税の所得割の額	⑬ ⑪の価額に基づく事業税の所得割の額	⑭ ⑪の金額に基づく地方法人特別税の額	
円	円	円	円	円
⑮ ⑬の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑯ ⑬の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑰ ⑬の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑱ ⑬の金額に基づく特別法人事業税の額	⑲ 法人税等に相当する額 (⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)
円	円	円	円	円

3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算			
⑳ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×⑬+①-④)	㉑ 法人税等に相当する額 (⑮の金額)	㉒ 限度額 (⑮の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)	
円	円	円	円

3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算			
⑳ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×⑬+①-④)	㉑ 法人税等に相当する額 (⑮の金額)	㉒ 限度額 (⑮の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)	
円	円	円	円

4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉓ 基礎控除後の課税価格に対する税額 (⑤の金額)	㉔ 外国税額控除額 (②の金額)	㉕ 控除する法人税等に相当する額 (⑮の金額)	㉖ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (㉓-㉔-㉕)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。
円	円	円	円	<input type="checkbox"/>

4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉓ 基礎控除後の課税価格に対する税額 (⑤の金額)	㉔ 外国税額控除額 (②の金額)	㉕ 控除する法人税等に相当する額 (⑮の金額)	㉖ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (㉓-㉔-㉕)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。
円	円	円	円	<input type="checkbox"/>

第一表の付表二（令和2年分用）

第一表の付表二（令和元年分用）

改正後

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
 - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
 - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
 - (2) 「⑦」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑥」及び「④」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (3) 「⑧」及び「⑩」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
 - (4) 「⑨」及び「⑪」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日以前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
 - (5) 「⑫」欄は、「④」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 - (6) 「⑭」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (7) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (8) 「⑰」欄から「⑲」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑳」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉒」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉓」欄の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正前

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
 - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
 - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
 - (2) 「⑦」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑥」及び「④」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (3) 「⑧」及び「⑩」欄は、それぞれ「⑥」及び「④」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。

※ 令和元年 10 月 1 日より前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
 - (4) 「⑨」及び「⑪」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 令和元年 10 月 1 日以後の贈与の場合に記入し、同日以前の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。

※ 令和元年 10 月 1 日以後の贈与で当該贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日以前に開始されている場合の「⑥」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。
 - (5) 「⑫」欄は、「④」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 - (6) 「⑭」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (7) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (8) 「⑰」欄から「⑲」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「㉑」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉒」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉓」欄の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正後

改正前

令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4746

令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

FD4745

提出用

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 ③②

住宅取得等資金の合計額 ③③

住宅資金非課税限度額(注2) ③④

平成27年分からの令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③⑤

住宅資金非課税限度額の残額(③④-③⑤) ③⑥

特別住宅資金非課税限度額(注2) ③⑦

令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③⑧

特別住宅資金非課税限度額の残額(③⑦-③⑧) ③⑨

③②のうち非課税の適用を受ける金額 ④①

③③のうち非課税の適用を受ける金額 ④②

非課税の適用を受ける金額の合計額(③②+④①) ④③

③②のうち課税価格に算入される金額(③②-④③) ④④

③③のうち課税価格に算入される金額(③③-④②) ④⑤

③③のうち課税価格に算入される金額(③③-④④) ④⑥

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日	提出した税務署	税務署
---------------------------	---------	-----

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
--------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令2.10)

第一表の二(令和2年分用) (第一表の一は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

提出用

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 ③②

住宅取得等資金の合計額 ③③

住宅資金非課税限度額(注2) ③④

平成27年分からの30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③⑤

住宅資金非課税限度額の残額(③④-③⑤) ③⑥

特別住宅資金非課税限度額(注2) ③⑦

令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③⑧

特別住宅資金非課税限度額の残額(③⑦-③⑧) ③⑨

③②のうち非課税の適用を受ける金額 ④①

③③のうち非課税の適用を受ける金額 ④②

非課税の適用を受ける金額の合計額(③②+④①) ④③

③②のうち課税価格に算入される金額(③②-④③) ④④

③③のうち課税価格に算入される金額(③③-④②) ④⑤

③③のうち課税価格に算入される金額(③③-④④) ④⑥

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日	提出した税務署	税務署
---------------------------	---------	-----

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
--------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令元.10)

第一表の二(令和元年分用) (第一表の一は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

改正後

改正前

令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 ③2

住宅資金非課税限度額(注2) ③4

平成27年分からの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③5

住宅資金非課税限度額の残額(③4-③5) ③6

特別住宅資金非課税限度額(注2) ③7

令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③8

特別住宅資金非課税限度額の残額(③7-③8) ③9

③2のうち非課税の適用を受ける金額 ④0

③3のうち非課税の適用を受ける金額 ④1

非課税の適用を受ける金額の合計額(④0+④1) ④2

④2のうち課税価格に算入される金額(④2-④0) ④3

④3のうち課税価格に算入される金額(④3-④1) ④4

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相対時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 ③2

住宅資金非課税限度額(注2) ③4

平成27年分からの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③5

住宅資金非課税限度額の残額(③4-③5) ③6

特別住宅資金非課税限度額(注2) ③7

令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③8

特別住宅資金非課税限度額の残額(③7-③8) ③9

③2のうち非課税の適用を受ける金額 ④0

③3のうち非課税の適用を受ける金額 ④1

非課税の適用を受ける金額の合計額(④0+④1) ④2

④2のうち課税価格に算入される金額(④2-④0) ④3

④3のうち課税価格に算入される金額(④3-④1) ④4

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	提出した税務署	税務署
----------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。

(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相対時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

第一表の二(令和2年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第一表の二(令和元年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合（住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月15日
省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円	1,000万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）（特別住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日
省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

(注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
 ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

(1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額^⑤」欄
 「住宅資金非課税限度額^⑤」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の二^⑤欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の二^⑤欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の二^⑤欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の二^⑤欄の金額及び令和元年分贈与税の申告書第一表の二^⑤欄の金額の合計額）

(2) 「令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額^⑥」欄
 「特別住宅資金非課税限度額^⑥」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
 令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の二^⑥欄の金額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入する必要はありません。

改正前

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合（住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～令和2年3月15日
省エネ等住宅（※）	1,500万円	1,200万円
上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）（特別住宅資金非課税限度額）

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月15日
省エネ等住宅	3,000万円
上記以外の住宅	2,500万円

(注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
 ・ 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 ・ 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

改正後

改正前

令和2年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

令和元年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

提出用

贈与者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にし印を記入してください。
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
令和 年 月 日		令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
令和 年 月 日		令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
令和 年 月 日		令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	45	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
令和 年 月 日		令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	46	
住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	47
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48	
住宅資金非課税限度額の残額(47-48)	49	
特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	50
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)	51	
特別住宅資金非課税限度額の残額(50-51)	52	
45のうち非課税の適用を受ける金額	53	
46のうち非課税の適用を受ける金額	54	
非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) (49の金額と55の金額の合計額を限度とします。)	55	
45のうち課税価格に算入される金額(45-53) (45に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	56	
46のうち課税価格に算入される金額(46-54) (46に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	57	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。
 (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-1-5-A4統一)(令2.10)

提出用

贈与者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にし印を記入してください。
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 令和 年 月 日		平成 令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 令和 年 月 日		平成 令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 令和 年 月 日		平成 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	45	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 住所 氏名 生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
平成 令和 年 月 日		平成 令和 年 月 日
住宅取得等資金の合計額	46	
住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 令和 年 月 日	47
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48	
住宅資金非課税限度額の残額(47-48)	49	
特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 令和 年 月 日	50
45のうち非課税の適用を受ける金額	53	
46のうち非課税の適用を受ける金額	54	
非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) (49の金額と50の金額の合計額を限度とします。)	55	
45のうち課税価格に算入される金額(45-53) (45に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	56	
46のうち課税価格に算入される金額(46-54) (46に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	57	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-1-5-A4統一)(令元10)

第一表の三(令和2年分用)へ第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表へ一緒に提出してください。

第一表の三(令和元年分用)へ第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表へ一緒に提出してください。

改正後

改正前

令和2年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

令和元年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日	令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日	令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日	令和 年 月 日
明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	45	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日	令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	令和 年 月 日	令和 年 月 日
明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	46	
住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	47
住宅資金非課税限度額の残額(④7-④8)			49
特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	50
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)			51
特別住宅資金非課税限度額の残額(⑤0-⑤1)			52
45のうち非課税の適用を受ける金額			53
46のうち非課税の適用を受ける金額			54
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑤3+⑤4) (④9の金額と⑤2の金額の合計額を限度とします。)			55
45のうち課税価格に算入される金額(④5-⑤3)			56
46のうち課税価格に算入される金額(④6-⑤4)			57

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日	提出した税務署	税務署
---------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。
 (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成 年 月 日	令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成 年 月 日	令和 年 月 日
明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	45	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成 年 月 日	令和 年 月 日
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	平成 年 月 日	令和 年 月 日
明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	46	
住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	47
住宅資金非課税限度額の残額(④7-④8)			49
特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	50
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)			51
特別住宅資金非課税限度額の残額(⑤0-⑤1)			52
45のうち非課税の適用を受ける金額			53
46のうち非課税の適用を受ける金額			54
非課税の適用を受ける金額の合計額(⑤3+⑤4) (④9の金額と⑤2の金額の合計額を限度とします。)			55
45のうち課税価格に算入される金額(④5-⑤3)			56
46のうち課税価格に算入される金額(④6-⑤4)			57

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した年月日	提出した税務署	税務署
---------------------------	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

第一表の三(令和2年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～令和3年3月15日	
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日	
種類	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

- (注)1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 - 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

- (1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額④」欄
「住宅資金非課税限度額④」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額及び令和元年分贈与税の申告書第一表の三④欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額⑤」欄
「特別住宅資金非課税限度額⑤」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の三⑤欄の金額のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

改正前

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～令和2年3月15日	
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月15日	
種類	省エネ等住宅	3,000万円
	上記以外の住宅	2,500万円

- (注)1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 - 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

改正後

改正前

令和00年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

令和00年贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4735

FD4735

提出用

提出用

税務受付印 受贈者の氏名

次の特例を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	取得区分 等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
住所	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
氏名	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
続柄	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
生年月日	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月

父 [1]、母 [2]、祖父 [3]、祖母 [4]、[1]~[3]以外 [5]

明治 [1]、大正 [2]、昭和 [3]、平成 [4]

財産の価額の合計額 (課税価格)	23	
特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	24	
特別控除額の残額 (2,500万円-②)	25	
特別控除額 (②の金額と⑤の金額のいずれか低い金額)	26	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②-⑤)	27	
⑤の控除後の課税価格 (②-⑤) 【1,000円未満切捨て】	28	000
②に対する税額 (②×20%)	29	00
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30	
差引税額 (②-③)	31	

上記の特定期与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
署	平成	年分	
署	平成	年分	
署	平成	年分	
署	平成	年分	

第二表 (令和2年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定期与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定期与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	
	財産細目コード	確認		

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令2.10)

提出用

税務受付印 受贈者の氏名

次の特例を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	取得区分 等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
住所	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
氏名	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
続柄	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
生年月日	左の特定期与者から取得した財産の明細 所在地等	所在地等	数量	単価	年	月

父 [1]、母 [2]、祖父 [3]、祖母 [4]、[1]~[3]以外 [5]

明治 [1]、大正 [2]、昭和 [3]、平成 [4]

財産の価額の合計額 (課税価格)	23	
特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	24	
特別控除額の残額 (2,500万円-②)	25	
特別控除額 (②の金額と⑤の金額のいずれか低い金額)	26	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②-⑤)	27	
⑤の控除後の課税価格 (②-⑤) 【1,000円未満切捨て】	28	000
②に対する税額 (②×20%)	29	00
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30	
差引税額 (②-③)	31	

上記の特定期与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
署	平成	年分	
署	平成	年分	
署	平成	年分	
署	平成	年分	

第二表 (令和元年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定期与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定期与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	
	財産細目コード	確認		

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-2-1-A4統一) (令元.10)

改正後

改正前

令和〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

令和〇〇年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

受贈者の氏名 **控**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。(単位：円)

種類	細目	取得区分 取得年	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
住所	所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
住所					令和〇〇年〇〇月〇〇日	
氏名					令和〇〇年〇〇月〇〇日	
続柄					令和〇〇年〇〇月〇〇日	
生年月日					令和〇〇年〇〇月〇〇日	
財産の価額の合計額 (課税価格)	23					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	24					
特別控除額の残額 (2,500万円-②)	25					
特別控除額 (③の金額と②の金額のいずれか低い金額)	26					
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④)	27					
③の控除後の課税価格 (③-⑤) 【1,000円未満切捨て】	28					
③に対する税額 (③×20%)	29					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30					
差引税額 (②-③)	31					

申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

受贈者の氏名 **控**

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。(単位：円)

種類	細目	取得区分 取得年	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
住所	所在地等	所在地等	数量	単価	年	月
住所					平成令和〇〇年〇〇月〇〇日	
氏名					平成令和〇〇年〇〇月〇〇日	
続柄					平成令和〇〇年〇〇月〇〇日	
生年月日					平成令和〇〇年〇〇月〇〇日	
財産の価額の合計額 (課税価格)	23					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	24					
特別控除額の残額 (2,500万円-②)	25					
特別控除額 (③の金額と②の金額のいずれか低い金額)	26					
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-③-④)	27					
③の控除後の課税価格 (③-⑤) 【1,000円未満切捨て】	28					
③に対する税額 (③×20%)	29					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30					
差引税額 (②-③)	31					

申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	
	署	平成 年分	

①... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

①... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

改正前

死亡した者の令和__年分 贈与税の申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

死亡した者の令和__年分 贈与税の申告書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	令和 年 月 日
----	------	----	---------	----------

2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の総額又は総額の数値) 円・・・・A

3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する事項を受継する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1) 住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6) 電話番号				
(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合 〔(8)/(9)〕				

6 各人の納付税額
〔 $\frac{A \times B}{100}$ 各人の100円未満の端数切捨て〕

00円	00円	00円	00円
-----	-----	-----	-----

(令和2年分以降) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と二籍に提出してください。

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

(資5-10-4-A4統一) (令2.10)

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	平成 年 月 日
----	------	----	---------	----------

2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の総額又は総額の数値) 円・・・・A

3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する事項を受継する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____

4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認

(1) 住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6) 電話番号				
(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合 〔(8)/(9)〕				

6 各人の納付税額
〔 $\frac{A \times B}{100}$ 各人の100円未満の端数切捨て〕

00円	00円	00円	00円
-----	-----	-----	-----

(令和元年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と二籍に提出してください。

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

(資5-10-4-A4統一) (令元.10)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
 - 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の令和〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄 死亡した人の申告書第一表の税額欄（修正申告の場合は税額）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号は記入しません。
 - 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - 「氏名」欄 この申告書付表で一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - 「個人番号又は法人番号」欄 この申告書付表で一緒に申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。（注）この申告書付表の控えを保管する場合においては、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
 - 「相続分・・・B」欄 法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人		法定相続分	
		配偶者	子	配偶者	子
子がいる場合	子	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
	子	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2	3分の1	3分の2	3分の1
	父母	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3	4分の1	4分の3	4分の1
	兄弟姉妹	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1

- （注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄 各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
 - 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（7）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
 - 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の令和〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄 死亡した人の申告書第一表の税額欄（修正申告の場合は税額）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。
 - 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - 「氏名」欄 この申告書付表で一緒に申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
 - 「個人番号又は法人番号」欄 この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。（注）この申告書付表の控えを保管する場合においては、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
 - 「相続分・・・B」欄 法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人		法定相続分	
		配偶者	子	配偶者	子
子がいる場合	子	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
	子	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2	3分の1	3分の2	3分の1
	父母	3分の1	3分の1	3分の1	3分の1
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3	4分の1	4分の3	4分の1
	兄弟姉妹	4分の1	4分の1	4分の1	4分の1

- （注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄 各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
 - 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（7）相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

Form for '株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕' (After Revision). Includes fields for donor/recipient names, company details, and tax calculation tables.

Form for '株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕' (Before Revision). Includes fields for donor/recipient names, company details, and tax calculation tables.

令和元年分以降用

令和元年分以降用

Section 4: 対象受贈非上場株式等の内訳 (After Revision). Table for recording details of gifts.

Section 4: 対象受贈非上場株式等の内訳 (Before Revision). Table for recording details of gifts.

Section 5: 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 (After Revision).

Section 5: 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 (Before Revision).

Section 6: 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 (After Revision). Includes asset details table.

Section 6: 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 (Before Revision). Includes asset details table.

Section 7: 税務整理欄 (After Revision). Summary table for tax processing.

Section 7: 税務整理欄 (Before Revision). Summary table for tax processing.

※欄には記入しないでください。

(資5-11-0-A4続) (令2.10)

※欄には記入しないでください。

(資5-11-0-A4続) (令元.10)

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この制度の適用を受けるには、⑧欄の（f）に該当する場合にはbの全部、⑧欄の（e）に該当する場合には（a-e）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
 なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたときとして計算した価額となります。
- (4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率より計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同条第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者」と特別の関係がある者とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等に係る会社の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この制度の適用を受けるには、⑧欄の（f）に該当する場合にはbの全部、⑧欄の（e）に該当する場合には（a-e）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
 なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたときとして計算したの価額となります。
- (4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率より計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者」と特別の関係がある者とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

経営承継受贈者の氏名 贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、② 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明確の立場の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日
③ 事業種目	⑨ 認定年月日
④ 贈与の時に係る資本金の額	⑩ 円滑化法の認定の状況
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	⑪ 認定番号
⑥ 贈与の時に係る従業員数	⑫ 会社又はその会社の特別関係会社であるその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明確

受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等 (a)	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (b)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (d)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (e)
・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円
・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

⑥ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）のうち、制度の適用を受ける株式等の数等

(i) $a > b + c$ の場合 ⇒ b
 ※ $b > d$ の場合は、制度適用不可
 (ii) $a \leq b + c$ の場合 ⇒ $a - c$
 ※ $(a - c) > d$ の場合及び $(a - c)$ が非字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、③欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等

⑧ 1株（ロ・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）

⑨ 価額 (⑦×⑧)

株・ロ・円 円 A 円

3 株式会社等納税猶予税額の計算

① 上記2の③欄「A」の価額	② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	③ ①(①-②)の金額（1,000円未満切捨て）	④ ③に対する税額（③×20%）（100円未満切捨て）
円	円	.000円	00円

4 対象受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づき、上記2の②欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入できない場合は、適用の用紙に贈与者ごとの株式等の数等に記載し添付してください。
 2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計の欄の数等は、上記2の②欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書に基らずに会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）

③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）

④ 現物出資等資産の保有割合（②/③） %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 会社名 代表者氏名 印

※ 税務署整理欄 法人管理番号 入力 確認 (資5-11-10-A4様式) (令2.10)

※欄には記入しないでください。

令和元年分以降適用

経営承継受贈者の氏名 贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、② 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明確の立場の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に係る経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日
③ 事業種目	⑨ 認定年月日
④ 贈与の時に係る資本金の額	⑩ 円滑化法の認定の状況
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	⑪ 認定番号
⑥ 贈与の時に係る従業員数	⑫ 会社又はその会社の特別関係会社であるその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明確

受贈年月日	① 贈与の時に発行済株式等の総数等 (a)	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (b)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (d)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (e)
・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円
・	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

⑥ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）のうち、制度の適用を受ける株式等の数等

(i) $a > b + c$ の場合 ⇒ b
 ※ $b > d$ の場合は、制度適用不可
 (ii) $a \leq b + c$ の場合 ⇒ $a - c$
 ※ $(a - c) > d$ の場合及び $(a - c)$ が非字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、③欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等

⑧ 1株（ロ・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）

⑨ 価額 (⑦×⑧)

株・ロ・円 円 A 円

3 株式会社等納税猶予税額の計算

① 上記2の③欄「A」の価額	② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	③ ①(①-②)の金額（1,000円未満切捨て）	④ ③に対する税額（③×20%）（100円未満切捨て）
円	円	.000円	00円

4 対象受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づき、上記2の②欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入できない場合は、適用の用紙に贈与者ごとの株式等の数等に記載し添付してください。
 2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計の欄の数等は、上記2の②欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書に基らずに会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）

③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）

④ 現物出資等資産の保有割合（②/③） %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 会社名 代表者氏名 印

※ 税務署整理欄 法人管理番号 入力 確認 (資5-11-10-A4様式) (令元.10)

※欄には記入しないでください。

令和元年分以降適用

改正後

改正前

〔書きかた等〕

〔書きかた等〕

- この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7）の適用を受ける場合で租税特別措置法第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係がある会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法第 40 条の 8 第 7 項の特別関係会社）に該当するものに関する会社（租税特別措置法第 40 条の 8 第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- ① 対象受贈非上場株式等に係る会社）の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 9 号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 4 号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - ③欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法第 40 条の 8 第 7 項の特別関係会社）がある会社をいいます。③（3）において同じです。）、であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係）をいいます。③（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等（租税特別措置法第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- ② 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細）の記入に当たっての留意事項
 - ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - この制度の適用を受けるには、⑧欄の（f）に該当する場合には b の全部、⑨欄の（g）に該当する場合には（a－e）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 - ⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）、が、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等又は租税特別措置法第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、若しくは同項第 2 号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有しなかったものとして計算した価額となります。
 - 同一の特定贈与者からの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受ける場合には、次の 3 株式等納税猶予税額の計算、欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租税特別措置法）（別表）」を使用し、この計算書の A 欄の金額とこの計算書以外の計算書の A 欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租税特別措置法）（別表）」の 1 の①欄に記入します。
- ③ 株式等納税猶予税額の計算）の記入に当たっての留意事項
 - ②欄の金額は、過去の年の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額を記入します。
 - ③欄の金額は、一律 20% の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書を 2 以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租年課税）」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租税特別措置法）（別表）」の 3 の①欄に転記します。
- ④ 対象受贈非上場株式等の内訳等）の記入に当たっての留意事項

この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項に規定する贈与者の同条第 15 項（第 3 号に係る部分に限り、同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 24 項第 5 号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 5 項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- ⑤ 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項）の記入に当たっての留意事項
 - 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- ⑥ 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細等）の記入に当たっての留意事項
 - 「経営承継受贈者」と特別の関係がある者とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）、の上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 - ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 - ④欄の保有割合が 70% 以上の場合には、この制度の適用を受けることはできません。
 - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

- この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 7）の適用を受ける場合で租税特別措置法第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係がある会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法第 40 条の 8 第 7 項の特別関係会社）に該当するものに関する会社（租税特別措置法第 40 条の 8 第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第 2 号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- ① 対象受贈非上場株式等に係る会社）の記入に当たっての留意事項
 - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 9 号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 4 号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - ③欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法第 40 条の 8 第 7 項の特別関係会社）がある会社をいいます。③（3）において同じです。）、であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法第 40 条の 8 第 9 項に規定する関係）をいいます。③（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等（租税特別措置法第 40 条の 8 第 12 項第 1 号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、又は同項第 2 号に掲げる医療法人の株式等の有無について記入します。
- ② 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細）の記入に当たっての留意事項
 - ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - この制度の適用を受けるには、⑧欄の（f）に該当する場合には b の全部、⑨欄の（g）に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 - ⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）、が、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等又は租税特別措置法第 40 条の 8 第 12 項に規定する法人（医療法人を除きます。）、の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）、若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有しなかったものとして計算した価額となります。
 - 同一の特定贈与者からの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の 3 株式等納税猶予税額の計算、欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租税特別措置法）（別表）」を使用し、この計算書の A 欄の金額とこの計算書以外の計算書の A 欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租税特別措置法）（別表）」の 1 の①欄に記入します。
- ③ 株式等納税猶予税額の計算）の記入に当たっての留意事項
 - ②欄の金額は、過去の年の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額を記入します。
 - ③欄の金額は、一律 20% の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書を 2 以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租年課税）」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（租税特別措置法）（別表）」の 3 の①欄に転記します。
- ④ 対象受贈非上場株式等の内訳等）の記入に当たっての留意事項

この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項に規定する贈与者の同条第 15 項（第 3 号に係る部分に限り、同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 27 項第 6 号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 5 項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- ⑤ 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項）の記入に当たっての留意事項
 - 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- ⑥ 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細等）の記入に当たっての留意事項
 - 「経営承継受贈者」と特別の関係がある者とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法第 40 条の 8 第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）、の上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 - ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 - ④欄の保有割合が 70% 以上の場合には、この制度の適用を受けることはできません。
 - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名 _____ 贈与者の氏名 _____
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。
 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	④ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務番号）	(番)	承認年月日	年 月 日
③ 事業目的	確認番号	認定年月日	年 月 日
④ 贈与の時にける資本金	円	⑧ 円滑化法の認定の状況	認定番号
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円		年 月 日
⑥ 贈与の時にける従業員数	人		
⑦ 贈与の時にける特例経営承継受贈者の役職名		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社である会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		

2 特例対象贈与の判定

受贈年月日 _____ ① 贈与の時にける発行済株式等の総数 _____ ② 贈与により取得した株式等の数 _____
円・口・円 円・口・円 円・口・円

③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合）
 ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

④ 発行済株式等の総数の3分の2に相当する数等 _____ ⑤ 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等 _____ ⑥ 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 _____ ⑦ 基準となる株式等の数等 _____ ⑧ 判定 _____ ⑨ 判定 _____ ⑩ 判定 _____
(1株・口・円未満の端数切上げ) 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円

3 特例対象受贈非上場株式等の明細

① 上記2の④欄の数等のうち、特例の適用を受ける株 ② 1株（口・円）当たりの価額 _____ ③ 価額（①×②） _____
円・口・円 円 A 円

4 特例株式会社等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 _____ ② 基礎控除額 _____ ③ ①-②の金額 _____ ④ ③に対する税額 _____
円 1,100,000円 (1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て) 00円

令和元年分以降適用

特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名 _____ 贈与者の氏名 _____
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。
 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	④ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務番号）	(番)	承認年月日	年 月 日
③ 事業目的	確認番号	認定年月日	年 月 日
④ 贈与の時にける資本金	円	⑧ 円滑化法の認定の状況	認定番号
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円		年 月 日
⑥ 贈与の時にける従業員数	人	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社である会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時にける特例経営承継受贈者の役職名			
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		

2 特例対象贈与の判定

受贈年月日 _____ ① 贈与の時にける発行済株式等の総数 _____ ② 贈与により取得した株式等の数 _____
円・口・円 円・口・円 円・口・円

③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合）
 ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

④ 発行済株式等の総数の3分の2に相当する数等 _____ ⑤ 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等 _____ ⑥ 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 _____ ⑦ 基準となる株式等の数等 _____ ⑧ 判定 _____ ⑨ 判定 _____ ⑩ 判定 _____
(1株・口・円未満の端数切上げ) 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円 円・口・円

3 特例対象受贈非上場株式等の明細

① 上記2の④欄の数等のうち、特例の適用を受ける株 ② 1株（口・円）当たりの価額 _____ ③ 価額（①×②） _____
円・口・円 円 A 円

4 特例株式会社等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 _____ ② 基礎控除額 _____ ③ ①-②の金額 _____ ④ ③に対する税額 _____
円 1,100,000円 (1,000円未満切捨て) (100円未満切捨て) 00円

令和元年分以降適用

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等
 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・		円・口・円
ロ	・		円・口・円
ハ	・		円・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） _____
 (注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等に記載し添付してください。
 2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計の欄の数は、上記3の①欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項
 この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の4）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	番

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等
 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・		円・口・円
ロ	・		円・口・円
ハ	・		円・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） _____
 (注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等に記載し添付してください。
 2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計の欄の数は、上記3の①欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項
 この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の4）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	番

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内の特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
 なお、この明細書は必ずしも会社が別添付作成しその内容を証明した書類を添付しなくても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・		・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額） _____
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。） _____
 ④ 現物出資等資産の保有割合（②/③） _____ %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所 在 地 _____ 会 社 名 _____
 代表者氏名 _____ 印 _____

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内の特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
 なお、この明細書は必ずしも会社が別添付作成しその内容を証明した書類を添付しなくても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・		・
・	・	・	・	・	・		・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額） _____
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。） _____
 ④ 現物出資等資産の保有割合（②/③） _____ %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所 在 地 _____ 会 社 名 _____
 代表者氏名 _____ 印 _____

※ 税務署整理欄 法人管理番号 _____ 入力 _____ 確認 _____
 ※欄には記入しないでください。 (資5-11-13-A4統-1) (令2,10)

※ 税務署整理欄 法人管理番号 _____ 入力 _____ 確認 _____
 ※欄には記入しないでください。 (資5-11-13-A4統-1) (令元,10)

改正後

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で「暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき」に使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で「相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは」、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※1 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
① ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
② ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
③ ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
④ ④欄は、特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の特例」の記入に当たっての留意事項
① 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
② 3の②欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の特例は、会社法等これらの株式等を有してなかったものとして計算した価額となります。
③ この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額との計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の①欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、①欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
① ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
② ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
③ ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
① 「特別経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親族などその特別経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
② ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
③ ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
④ ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
⑤ この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で「暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき」に使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で「相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは」、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を提出してください。
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※1 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
① ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
② ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
③ ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
④ ④欄は、特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の特例」の記入に当たっての留意事項
① 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
② 3の②欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式会社等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社法等これらの株式等を有してなかったものとして計算した価額となります。
③ この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額との計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の①欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、①欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
① ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
② ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
③ ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
① 「特別経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親族などその特別経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
② ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
③ ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
④ ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
⑤ この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

【特別措置用】

特別経営承継受贈者の氏名 _____ 贈与者の氏名 _____
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特別対象受贈非上場株式等」のD欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。
この計算書の記載内容については、裏面をご覧ください。

1 特別対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑧ 特別承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	承認年月日	年 月 日
③ 事業項目	確認番号	認定番号	
④ 贈与の時に贈与資本金	円	認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与の時に贈与資本準備金の額	円	円換化法の認定状況	
⑥ 贈与の時に贈与従業員数	人	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時に贈与特別経営承継受贈者の役職名			
⑩ 特別経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		

2 特別対象贈与の判定

受贈年月日 _____ ① 贈与の時に贈与した株式等の総数 _____ ② 贈与により取得した株式等の数 _____
株・口・円 株・口・円

③ 特別対象贈与の判定（特別経営承継受贈者が1人の場合）
※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特別対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特別経営承継受贈者がある場合には、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特別対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 ①×2/3 (1株・口・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特別経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 ① a > b + c の場合 ⇒ b ② a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」	e 判定 d(イ)の場合 ⇒ ②=d d(ロ)の場合 ⇒ ②≦d
---	--------------------------	--------------------------------	---	--

3 特別対象受贈非上場株式等の明細

① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株 ② 1株（口・円）当たりの価額 _____ ③ 価額（①×②） _____
式等数等 _____ 株・口・円 円 A _____ 円

4 特別株式等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 _____ ② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額） _____
円 _____ 円 _____

③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て） _____ ④ ③に対する税額（③×20%）（特別株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て） _____
円 _____ 円 _____

令和元年分以降用

特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

【特別措置用】

特別経営承継受贈者の氏名 _____ 贈与者の氏名 _____
(裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特別対象受贈非上場株式等」のD欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。
この計算書の記載内容については、裏面をご覧ください。

1 特別対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑧ 特別承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	承認年月日	年 月 日
③ 事業項目	確認番号	認定番号	
④ 贈与の時に贈与資本金	円	認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与の時に贈与資本準備金の額	円	円換化法の認定状況	
⑥ 贈与の時に贈与従業員数	人	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時に贈与特別経営承継受贈者の役職名			
⑩ 特別経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		

2 特別対象贈与の判定

受贈年月日 _____ ① 贈与の時に贈与した株式等の総数 _____ ② 贈与により取得した株式等の数 _____
株・口・円 株・口・円

③ 特別対象贈与の判定（特別経営承継受贈者が1人の場合）
※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特別対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特別経営承継受贈者がある場合には、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特別対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 ①×2/3 (1株・口・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特別経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 ① a > b + c の場合 ⇒ b ② a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」	e 判定 d(イ)の場合 ⇒ ②=d d(ロ)の場合 ⇒ ②≦d
---	--------------------------	--------------------------------	---	--

3 特別対象受贈非上場株式等の明細

① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株 ② 1株（口・円）当たりの価額 _____ ③ 価額（①×②） _____
式等数等 _____ 株・口・円 円 A _____ 円

4 特別株式等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 _____ ② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額） _____
円 _____ 円 _____

③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て） _____ ④ ③に対する税額（③×20%）（特別株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て） _____
円 _____ 円 _____

令和元年分以降用

5 特別対象受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3のD欄に係る特別対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ			株・口・円
ロ			株・口・円
ハ			株・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） _____ 株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、添付の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3のD欄の数等と一致します。

5 特別対象受贈非上場株式等の内訳等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、上記3のD欄に係る特別対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ			株・口・円
ロ			株・口・円
ハ			株・口・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） _____ 株・口・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、添付の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3のD欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特別経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特別対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	署

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特別経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特別対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の理由	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	署

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特別経営承継受贈者及び特別経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額） _____ 円
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。） _____ 円
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③） _____ %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所 在 地 _____ 会 社 名 _____
代表者氏名 _____ 印

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特別経営承継受贈者及び特別経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額） _____ 円
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。） _____ 円
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③） _____ %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所 在 地 _____ 会 社 名 _____
代表者氏名 _____ 印

※ 税務署整理欄 法人管轄番号 _____ 入力 _____ 確認 _____
(資5-11-15-A4統一) (令2-10)

※ 税務署整理欄 法人管轄番号 _____ 入力 _____ 確認 _____
(資5-11-15-A4統一) (令元-10)

改正後

改正前

（書きかた等）

（書きかた等）

- この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で相続時特精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※1 贈与者が贈与の時にあっては会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
(1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同令第1項第1号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(2) ①欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
(1) ②の①から③の欄まで及び③の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) ③の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等と、会社法等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
(3) 同一の特例贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
(1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
(2) ②欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この計算書で2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、②欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
(1) ①欄は、取得の原因を丸で囲ってください。
(2) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
(3) ①欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
(1) 「特別経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親族などその特別経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

- この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で相続時特精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※1 贈与者が贈与の時にあっては会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
(1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
※1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同令第4項第1号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
(2) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(3) ①欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
(1) ②の①から③の欄まで及び③の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) ③の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等と、会社法等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
(3) 同一の特例贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
(1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
(2) ②欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この計算書で2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、②欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
(1) ①欄は、取得の原因を丸で囲ってください。
(2) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
(3) ①欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
(1) 「特別経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親族などその特別経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名	

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

（令和元年分以降用）

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例受贈事業者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名	

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

（令和元年分以降用）

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日	⑦ 円滑化法の認定の状況	確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日		認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び⑤欄は、主たるものを記載します。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日	⑦ 円滑化法の認定の状況	確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日		認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び⑤欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。	
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の係額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ (①-②)の金額(1,000円未満切捨て)	,000
④ ③に対する税額(事業用資産納税猶予税額)(100円未満切捨て)	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。	
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の係額	円
② 基礎控除額	1,100,000
③ (①-②)の金額(1,000円未満切捨て)	,000
④ ③に対する税額(事業用資産納税猶予税額)(100円未満切捨て)	00

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の係額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の係額を記載し添付してください。

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第16項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の係額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の係額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-11-18-A4統一) (令2.10)

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (資5-11-18-A4統一) (令元.10)

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の①欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の①欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正後

改正前

特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名		この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税額を計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。	
贈与者の氏名			
1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定 この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限りず。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。 この明細に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。 なお、限度面積の判定（①⑦及び②⑦）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。 （注）「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等となる贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の限度面積の判定は、⑦欄ではなく「特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合）」を使用してください。			
(1) 宅地等			
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額
			⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積
			⑥ ⑤に係る価額（④×⑤）
			⑦
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計		イ	a
⑦ 限度面積の判定（イ ≤ 400 m ² ）		適 ・ 否	
(2) 建物			
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額
			⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積
			⑥ ⑤に係る価額（④×⑤）
			⑦
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計		ロ	b
⑦ 限度面積の判定（ロ ≤ 800 m ² ）		適 ・ 否	
(3) 減価償却資産			
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積
			⑤ 価額
			⑥
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計		c	
(注) 1 ①④、②④及び③⑤の「価額」欄の金額は、債務の引受けがないものとした場合の価額を記入します。 2 ①②、②②及び③⑤の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）の氏名を記載してください。 3 ③⑤の「面積」欄は、果樹等である減価償却資産について、その植栽面積を記載してください。			
2 特例受贈事業用資産の価額（a+b+c）			A
3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算			
(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額 （注）記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業非関連」欄にチェックを行ってください。			
事業非関連	種類	細目	金額
		債権者 氏名又は名称 住所又は所在地	発生年月日 返済期限
		債務の使途	
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
		合計額	d
② (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額			e
③ 事業関連債務の金額（d-e）			B
4 事業用資産納税額予税額の計算の基礎となる価額（A-B）			C
(注) C欄の金額を「事業用資産納税額予税額の計算書（暦年課税）」の2①欄に記載します。 なお、「事業用資産納税額予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合には、この明細書のC欄の金額とこの明細書以外の「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」のC欄の金額との合計額を「事業用資産納税額予税額の計算書（別表）」の1①欄に記入します。			
※ 税務署整理欄 入力		確認	

(令和元年分以降用)

特例事業受贈者の氏名		この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税額を計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。	
贈与者の氏名			
1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定 この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限りず。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。 この明細に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。 なお、限度面積の判定（①⑦及び②⑦）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。 （注）「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等となる贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の限度面積の判定は、⑦欄ではなく「特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合）」を使用してください。			
(1) 宅地等			
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額
			⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積
			⑥ ⑤に係る価額（④×⑤）
			⑦
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計		イ	a
⑦ 限度面積の判定（イ ≤ 400 m ² ）		適 ・ 否	
(2) 建物			
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額
			⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積
			⑥ ⑤に係る価額（④×⑤）
			⑦
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計		ロ	b
⑦ 限度面積の判定（ロ ≤ 800 m ² ）		適 ・ 否	
(3) 減価償却資産			
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積
			⑤ 価額
			⑥
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計		c	
(注) 1 ①④、②④及び③⑤の「価額」欄の金額は、債務の引受けがないものとした場合の価額を記入します。 2 ①②、②②及び③⑤の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）の氏名を記載してください。 3 ③⑤の「面積」欄は、果樹等である減価償却資産について、その植栽面積を記載してください。			
2 特例受贈事業用資産の価額（a+b+c）			A
3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算			
(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額 （注）記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業非関連」欄にチェックを行ってください。			
事業非関連	種類	細目	金額
		債権者 氏名又は名称 住所又は所在地	発生年月日 返済期限
		債務の使途	
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
<input type="checkbox"/>			-
		合計額	d
② (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額			e
③ 事業関連債務の金額（d-e）			B
4 事業用資産納税額予税額の計算の基礎となる価額（A-B）			C
(注) C欄の金額を「事業用資産納税額予税額の計算書（暦年課税）」の2①欄に記載します。 なお、「事業用資産納税額予税額の計算書（暦年課税）」を2以上作成する場合には、この明細書のC欄の金額とこの明細書以外の「特定事業用資産等の明細書（暦年課税）」のC欄の金額との合計額を「事業用資産納税額予税額の計算書（別表）」の1①欄に記入します。			
※ 税務署整理欄 入力		確認	

(令和元年分以降用)

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。
贈与者の氏名	この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。
贈与者の氏名	この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑥ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日	⑦ 円潜化法の認定の状況	確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日		認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与の時に係る常時使用従業員数	人		認定番号	

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑥ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日	⑦ 円潜化法の認定の状況	確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日		認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与の時に係る常時使用従業員数	人		認定番号	

（注）特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

（注）特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算		円
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額		
② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て）		,000
④ ③に対する税額（③×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）		00

2 事業用資産納税猶予税額の計算		円
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額		
② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て）		,000
④ ③に対する税額（③×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）		00

3 特例受贈事業用資産の内訳等
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

3 特例受贈事業用資産の内訳等
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第16項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・	・		円
・	・		
・	・		

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・	・		円
・	・		
・	・		

（注）上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

（注）上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

4 最初の特例の適用に関する事項
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認
※欄には記入しないでください。（資5-11-20-A4統一）（令2.10）

※ 税務署整理欄 入力 確認
※欄には記入しないでください。（資5-11-20-A4統一）（令元.10）

（令和元年分以降用）

（令和元年分以降用）

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄は、「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
- なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。
- また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
- なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。
- また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正後

改正前

特定事業用資産等の明細書【相続時精算課税】

特定事業用資産等の明細書【相続時精算課税】

特例事業受贈者の氏名	この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。				
贈与者の氏名					
1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定					
この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。					
この明細に記入されない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。					
なお、限度面積の判定（①②及び②⑦）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。					
(注) 「個人の事業用資産について納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を同一の贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合又はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の限度面積の判定は、⑦欄ではなく「特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合）」を使用してください。					
(1) 宅地等					
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額（④× $\frac{⑤}{③}$ ）
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計				イ	ア
⑦ 限度面積の判定（イ≦400㎡）					
適 ・ 否					
(2) 建物					
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額（④× $\frac{⑤}{③}$ ）
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計				ロ	イ
⑦ 限度面積の判定（ロ≦800㎡）					
適 ・ 否					
3 減価償却資産					
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額	
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計					エ
(注) 1 ①④、②⑤及び③⑥の「価額」欄の金額は、債権の引受けがないものとした場合の価額を記入します。					
2 ①②、②⑤及び③⑥の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の4の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）の氏名を記載してください。					
3 ③④の「面積」欄は、果樹等である減価償却資産について、その積算面積を記載してください。					
2 特例受贈事業用資産の価額（a+b+c）					A

令和元年分以降用

特例事業受贈者の氏名	この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。				
贈与者の氏名					
1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定					
この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。					
この明細に記入されない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。					
なお、限度面積の判定（①②及び②⑦）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。					
(注) 「個人の事業用資産について納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を同一の贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合又はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の限度面積の判定は、⑦欄ではなく「特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合）」を使用してください。					
(1) 宅地等					
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額（④× $\frac{⑤}{③}$ ）
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計				イ	ア
⑦ 限度面積の判定（イ≦400㎡）					
適 ・ 否					
(2) 建物					
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額（④× $\frac{⑤}{③}$ ）
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計				ロ	イ
⑦ 限度面積の判定（ロ≦800㎡）					
適 ・ 否					
3 減価償却資産					
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額	
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計					エ
(注) 1 ①④、②⑤及び③⑥の「価額」欄の金額は、債権の引受けがないものとした場合の価額を記入します。					
2 ①②、②⑤及び③⑥の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の4の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）の氏名を記載してください。					
3 ③④の「面積」欄は、果樹等である減価償却資産について、その積算面積を記載してください。					
2 特例受贈事業用資産の価額（a+b+c）					A

令和元年分以降用

3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算						
(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額						
(注) 記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業非関連」欄にチェックを行ってください。						
事業非関連	種類	細目	債権者		債務の使途	金額
			氏名又は名称	住所又は所在地		
□						
合計額						d
② (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額						e
③ 事業関連債務の金額（d-e）						B
4 事業用資産納税猶予税額の計算の基礎となる価額（A-B）						C
(注) C欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書【相続時精算課税】」の2①欄に記載します。						
※ 税務署整理欄	入力		確認			

※欄には記入しないでください。(資5-11-21-A-4 統一)(令2.10)

3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算						
(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額						
(注) 記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業非関連」欄にチェックを行ってください。						
事業非関連	種類	細目	債権者		債務の使途	金額
			氏名又は名称	住所又は所在地		
□						
合計額						d
② (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額						e
③ 事業関連債務の金額（d-e）						B
4 事業用資産納税猶予税額の計算の基礎となる価額（A-B）						C
(注) C欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書【相続時精算課税】」の2①欄に記載します。						
※ 税務署整理欄	入力		確認			

※欄には記入しないでください。(資5-11-21-A-4 統一)(令元.10)

改正後

改正前

令和2年分贈与税の修正申告書(別表)

令和元分贈与税の修正申告書(別表)

提出用

提出用

受贈者の氏名 (単位:円)

① 修正前の課税額(第一表)

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	<input type="text"/>
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	<input type="text"/>
配偶者控除額 <small>(贈りを受けた居住用不動産の価額及び贈りを受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)</small>	③	<input type="text"/>
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③))	④	<input type="text"/>
基礎控除額	⑤	<input type="text"/>
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)【1,000円未満切捨て】	⑥	<input type="text"/>
⑥に対する税額	⑦	<input type="text"/>
外国税額の控除額	⑧	<input type="text"/>
医療法人持分税額控除額	⑨	<input type="text"/>
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	<input type="text"/>

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	<input type="text"/>
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	<input type="text"/>

合計

課税価格の合計額 (①+②+③)	⑬	<input type="text"/>
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫))【100円未満切捨て】	⑭	<input type="text"/>
農地等納税猶予税額	⑮	<input type="text"/>
株式等納税猶予税額	⑯	<input type="text"/>
特例株式等納税猶予税額	⑰	<input type="text"/>
医療法人持分納税猶予税額	⑱	<input type="text"/>
事業用資産納税猶予税額	⑲	<input type="text"/>
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	<input type="text"/>

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名 特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、①修正前の課税額(第一表)及び①修正申告によって異動した事項については、いづれか1枚に記入してください。

財産の価額の合計額(課税価格)	⑳	<input type="text"/>
特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉑	<input type="text"/>
特別控除額の残額(2,500万円-㉑)	㉒	<input type="text"/>
特別控除額(㉒の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉓	<input type="text"/>
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉒-㉓)	㉔	<input type="text"/>
㉓の控除後の課税価格(㉓-㉔)【1,000円未満切捨て】	㉕	<input type="text"/>
㉕に対する税額(㉕×20%)	㉖	<input type="text"/>
外国税額の控除額	㉗	<input type="text"/>
差引税額(㉖-㉗)	㉘	<input type="text"/>

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由
<input type="text"/>	<input type="text"/>

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 提出用
*欄には記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)(令2.10)

受贈者の氏名 (単位:円)

① 修正前の課税額(第一表)

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①	<input type="text"/>
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②	<input type="text"/>
配偶者控除額 <small>(贈りを受けた居住用不動産の価額及び贈りを受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)</small>	③	<input type="text"/>
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③))	④	<input type="text"/>
基礎控除額	⑤	<input type="text"/>
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)【1,000円未満切捨て】	⑥	<input type="text"/>
⑥に対する税額	⑦	<input type="text"/>
外国税額の控除額	⑧	<input type="text"/>
医療法人持分税額控除額	⑨	<input type="text"/>
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩	<input type="text"/>

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	<input type="text"/>
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	<input type="text"/>

合計

課税価格の合計額 (①+②+③)	⑬	<input type="text"/>
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫))【100円未満切捨て】	⑭	<input type="text"/>
農地等納税猶予税額	⑮	<input type="text"/>
株式等納税猶予税額	⑯	<input type="text"/>
特例株式等納税猶予税額	⑰	<input type="text"/>
医療法人持分納税猶予税額	⑱	<input type="text"/>
事業用資産納税猶予税額	⑲	<input type="text"/>
申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳	<input type="text"/>

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名 特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、①修正前の課税額(第一表)及び①修正申告によって異動した事項については、いづれか1枚に記入してください。

財産の価額の合計額(課税価格)	㉑	<input type="text"/>
特別控除額の計算 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉒	<input type="text"/>
特別控除額の残額(2,500万円-㉒)	㉓	<input type="text"/>
特別控除額(㉓の金額と㉔の金額のいずれか低い金額)	㉔	<input type="text"/>
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉒-㉓)	㉕	<input type="text"/>
㉔の控除後の課税価格(㉔-㉕)【1,000円未満切捨て】	㉖	<input type="text"/>
㉖に対する税額(㉖×20%)	㉗	<input type="text"/>
外国税額の控除額	㉘	<input type="text"/>
差引税額(㉗-㉘)	㉙	<input type="text"/>

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由
<input type="text"/>	<input type="text"/>

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 提出用
*欄には記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)(令元.10)

第三表は、申告書第一表又は第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみと一纏めに提出してください。

第三表は、申告書第一表又は第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみと一纏めに提出してください。

改正後

改正前

控
用

令和2年分贈与税の修正申告書(別表)

令和元年分贈与税の修正申告書(別表)

受贈者の氏名

① 修正前の課税額(第一表)

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①								
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②								
配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金額のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	③								
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④								
基礎控除額	⑤								
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人持分税額控除額	⑨								
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩								

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

合計

課税価格の合計額(①+②+③)	⑬								
差引税額の合計額(納付すべき税額(⑩+⑫))【100円未満切捨て】	⑭								
農地等納税猶予税額	⑮								
株式等納税猶予税額	⑯								
特例株式等納税猶予税額	⑰								
医療法人持分納税猶予税額	⑱								
事業用資産納税猶予税額	⑲								
申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳								

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名	<input type="text"/>	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、●修正前の課税額(第一表)及び○修正申告書によって異動した事項については、いずれか1枚に記入してください。							
財産の価額の合計額(課税価格)	㉓								
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉔								
特別控除額の残額(2,500万円-㉔)	㉕								
特別控除額(㉕の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉖								
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉖-㉗)	㉗								
⑥の控除後の課税価格(⑥-㉖)【1,000円未満切捨て】	㉘								
⑥に対する税額(㉘×20%)	㉙								
外国税額の控除額	㉚								
差引税額(㉙-㉚)	㉛								

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由
<input type="text"/>	<input type="text"/>

控
用

受贈者の氏名

① 修正前の課税額(第一表)

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①								
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②								
配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金額のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	③								
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④								
基礎控除額	⑤								
⑤の控除後の課税価格(④-⑤)【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人持分税額控除額	⑨								
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩								

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

合計

課税価格の合計額(①+②+③)	⑬								
差引税額の合計額(納付すべき税額(⑩+⑫))【100円未満切捨て】	⑭								
農地等納税猶予税額	⑮								
株式等納税猶予税額	⑯								
特例株式等納税猶予税額	⑰								
医療法人持分納税猶予税額	⑱								
事業用資産納税猶予税額	⑲								
申告期限までに納付すべき税額(⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳								

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名	<input type="text"/>	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第二表を使用してください。この場合、●修正前の課税額(第一表)及び○修正申告書によって異動した事項については、いずれか1枚に記入してください。							
財産の価額の合計額(課税価格)	㉓								
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉔								
特別控除額の残額(2,500万円-㉔)	㉕								
特別控除額(㉕の金額と㉓の金額のいずれか低い金額)	㉖								
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉖-㉗)	㉗								
⑥の控除後の課税価格(⑥-㉖)【1,000円未満切捨て】	㉘								
⑥に対する税額(㉘×20%)	㉙								
外国税額の控除額	㉚								
差引税額(㉙-㉚)	㉛								

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由
<input type="text"/>	<input type="text"/>

第二表(令和元年分)の用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

書きかた等

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）の「修正申告書（別表の付表）」といたします。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一併に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
 また、修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
 (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「⑤修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- 「⑤修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和〇〇年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
 (3) 「㉒」欄には、申告書第一表の「㉑」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「㉑」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
 (4) 「㉓」欄には、申告書第一表の「㉒」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「㉒」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和2年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和2年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和〇〇年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「㉔」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
 なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

- (注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
 - 年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 - 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
 - 年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、「延滞税特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。）に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
 また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

書きかた等

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といたします。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一併に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「②修正前の課税額（第二表）」欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
 また、修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
 (1) 修正申告書（別表）の「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正前の課税額（第二表）」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「①修正前の課税額（第一表）」欄及び「⑤修正申告によって異動した事項」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- 「⑤修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和〇〇年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
 (3) 「㉒」欄には、申告書第一表の「㉑」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「㉑」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
 (4) 「㉓」欄には、申告書第一表の「㉒」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「㉒」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和元年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和元年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和〇〇年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 納付すべき税額（申告書第一表の「㉔」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
 また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
 なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限の翌日から完納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の端数切捨て
365						

- (注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
 - 年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
 - 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
 - 年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合
- なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。
 また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 - 申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

提出用

令和2年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

令和元年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

受贈者の氏名 (単位：円)

④ 修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32	<input type="text"/>
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	33	<input type="text"/>
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	34	<input type="text"/>
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	35	<input type="text"/>
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	36	<input type="text"/>
	特別住宅資金非課税限度額	37	<input type="text"/>
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	38	<input type="text"/>
	特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39	<input type="text"/>
贈与税の適用を受ける金額	29のうち非課税の適用を受ける金額	40	<input type="text"/>
	39のうち非課税の適用を受ける金額	41	<input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41)	42	<input type="text"/>
贈与税の課税標準	29のうち課税価格に算入される金額(42-44)	43	<input type="text"/>
	39のうち課税価格に算入される金額(41-44)	44	<input type="text"/>

提出用

受贈者の氏名 (単位：円)

④ 修正前の非課税額（第一表の二）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32	<input type="text"/>
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	33	<input type="text"/>
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	34	<input type="text"/>
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	35	<input type="text"/>
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	36	<input type="text"/>
	特別住宅資金非課税限度額	37	<input type="text"/>
贈与税の適用を受ける金額	29のうち非課税の適用を受ける金額	40	<input type="text"/>
	39のうち非課税の適用を受ける金額	41	<input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41)	42	<input type="text"/>
贈与税の課税標準	29のうち課税価格に算入される金額(42-44)	43	<input type="text"/>
	39のうち課税価格に算入される金額(41-44)	44	<input type="text"/>

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	45	<input type="text"/>
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	46	<input type="text"/>
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	47	<input type="text"/>
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48	<input type="text"/>
	住宅資金非課税限度額の残額(47-48)	49	<input type="text"/>
	特別住宅資金非課税限度額	50	<input type="text"/>
	令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	51	<input type="text"/>
	特別住宅資金非課税限度額の残額(50-51)	52	<input type="text"/>
贈与税の適用を受ける金額	29のうち非課税の適用を受ける金額	53	<input type="text"/>
	52のうち非課税の適用を受ける金額	54	<input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)	55	<input type="text"/>
贈与税の課税標準	29のうち課税価格に算入される金額(55-57)	56	<input type="text"/>
	52のうち課税価格に算入される金額(54-57)	57	<input type="text"/>

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	45	<input type="text"/>
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	46	<input type="text"/>
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	47	<input type="text"/>
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48	<input type="text"/>
	住宅資金非課税限度額の残額(47-48)	49	<input type="text"/>
	特別住宅資金非課税限度額	50	<input type="text"/>
贈与税の適用を受ける金額	29のうち非課税の適用を受ける金額	53	<input type="text"/>
	52のうち非課税の適用を受ける金額	54	<input type="text"/>
	非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)	55	<input type="text"/>
贈与税の課税標準	29のうち課税価格に算入される金額(55-57)	56	<input type="text"/>
	52のうち課税価格に算入される金額(54-57)	57	<input type="text"/>

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告書について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 提出用印 年 月 日

* 欄には記入しないでください。(資 5-10-3-3-A 4 統一) (令2.10)

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 提出用印 年 月 日

* 欄には記入しないでください。(資 5-10-3-3-A 4 統一) (令元.10)

改 正 後

書 き か た 等

- 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 3 修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和2年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和2年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改 正 前

書 き か た 等

- 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 3 修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和元年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 - (1) 「令和元年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 - (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改正後

改正前

相続時精算課税選択届出書

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

(令和元年分用)

令和__年__月__日

住所 〒 電話(- -)

受贈者 氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和__年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

(1) 受贈者の氏名、生年月日

(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 相続特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により相続特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 相続特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により相続特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が始まるまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-4-2-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

令和__年__月__日

住所 〒 電話(- -)

受贈者 氏名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。

- ・相続特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合
- ・相続特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合

(2) 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3) 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4) 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 相続特別措置法第70条の3(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(相続特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が始まるまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 電話番号

※ 税務署整理欄 届出番号 名簿 確認

※欄には記入しないでください。(資5-4-2-A4統一)(令元.10)

改正後

書きかた等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。
なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用により、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の 1 月 1 日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。
また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 その他
 - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
 - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。
この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正前

書きかた等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。
なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用により、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の 1 月 1 日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。
また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の 2 の 6 第 1 項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。
なお、(1) ②の添付書類については、特例事業受贈者が租税特別措置法第 70 条の 2 の 7 の適用を受ける場合は、「特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第 70 条の 6 の 8 第 1 項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となり、特例経営承継受贈者が同法第 70 条の 2 の 8 の適用を受ける場合は、「特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第 70 条の 7 の 5 第 1 項に規定する特例対象受贈非上場株式会社等の取得をしたことを証する書類」となります。
また、(3) の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。
- 7 その他
 - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
 - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。
この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正後

相続時精算課税選択届出書付表

		受贈者の氏名	
4 受贈者の相続開始年月日			
令和 年 月 日			
5 受贈者の相続人に関する事項			
住 所 又は 居 所 フリガナ			
氏 名	㊟	㊟	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住 所 又は 居 所 フリガナ			
氏 名	㊟	㊟	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住 所 又は 居 所 フリガナ			
氏 名	㊟	㊟	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類
次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (令2.10)

改正前

相続時精算課税選択届出書付表

		受贈者の氏名	
4 受贈者の相続開始年月日			
平成・令和 年 月 日			
5 受贈者の相続人に関する事項			
住 所 又は 居 所 フリガナ			
氏 名	㊟	㊟	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住 所 又は 居 所 フリガナ			
氏 名	㊟	㊟	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住 所 又は 居 所 フリガナ			
氏 名	㊟	㊟	
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類
次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (令元.10)

(令和2年分以降用)

(令和元年分以降用)

改正後

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

改正後

改正前

令和__年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	氏名
----	----

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありませんが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

令和__年__月__日

農地等の贈与者

住所 _____ 氏名 _____

(資5-45-A4統一) (令2-10)

(令和2年分以降用)

令和__年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	氏名
----	----

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありませんが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積(「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

令和__年__月__日

農地等の贈与者

住所 _____ 氏名 _____

(資5-45-A4統一) (令元-10)

(令和元年分以降用)

改正後

書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき（同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。

(注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）をいいます。以下同じです。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する次の①から③までに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。

(1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（次に掲げるものを除きます。）

イ 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの

ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの

ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの

ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（①に掲げる農地を除きます。）

(3) 都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地（①及び②に掲げる農地を除きます。）
 - (2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

改正前

書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき（同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。

(注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）をいいます。以下同じです。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、次の①又は②に掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。

(1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（次に掲げるものを除きます。）

イ 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの

ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの

ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの

ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（①に掲げる農地を除きます。）
 - (2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

改正後

改正前

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

受贈者 令和__年__月__日 ______ 税務署長	住所又は居所 フリガナ	〒	電話 (- -)
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	Ⓜ
特定贈与者との続柄			

受贈者 令和__年__月__日 ______ 税務署長	住所又は居所 フリガナ	〒	電話 (- -)
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	Ⓜ
特定贈与者との続柄			

(令和元年分以降用)

(令和元年分以降用)

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第9項各号に掲げる書類を添付して届出します。

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に規定する書類を添付して届出します。

記

記

1 特定贈与者に関する事項

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所 フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

住所又は居所 フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 _____ 署 平成・令和 ____年分

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 _____ 署 平成・令和 ____年分

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
(. .)			ha	円
(. .)				
(. .)				
合計		立木 土地等		

森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
(. .)			ha	円
(. .)				
(. .)				
合計		立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

4 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士 _____ Ⓜ 電話番号 _____

作成税理士 _____ Ⓜ 電話番号 _____

※ 税務署整理欄 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 確認

※ 税務署整理欄 整理番号 □□□□□□□□ 名簿 □□□□□□ 確認

※欄には記入しないでください。

※欄には記入しないでください。

改正後

書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改正後

改正前

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

	受贈者の氏名																																													
<p>5 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">令和__年__月__日</p>																																														
<p>6 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。</p> <p>7 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。) □ 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。</p>		住所 又は 居所			フリガナ			氏名	Ⓜ	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	Ⓜ	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	Ⓜ	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日	受贈者との続柄		
住所 又は 居所																																														
フリガナ																																														
氏名	Ⓜ	Ⓜ																																												
生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日																																												
受贈者との続柄																																														
住所 又は 居所																																														
フリガナ																																														
氏名	Ⓜ	Ⓜ																																												
生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日																																												
受贈者との続柄																																														
住所 又は 居所																																														
フリガナ																																														
氏名	Ⓜ	Ⓜ																																												
生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日																																												
受贈者との続柄																																														

(令和2年分以降用)

	受贈者の氏名																																													
<p>5 受贈者の相続開始年月日</p> <p style="text-align: center;">平成・令和__年__月__日</p>																																														
<p>6 受贈者の相続人に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所 又は 居所</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> <td style="text-align: center;">Ⓜ</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> <td>大・昭・平・令__年__月__日</td> </tr> <tr> <td>受贈者との続柄</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。</p> <p>7 添付書類 次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。) □ 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)</p> <p>(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。</p>		住所 又は 居所			フリガナ			氏名	Ⓜ	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	Ⓜ	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日	受贈者との続柄			住所 又は 居所			フリガナ			氏名	Ⓜ	Ⓜ	生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日	受贈者との続柄		
住所 又は 居所																																														
フリガナ																																														
氏名	Ⓜ	Ⓜ																																												
生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日																																												
受贈者との続柄																																														
住所 又は 居所																																														
フリガナ																																														
氏名	Ⓜ	Ⓜ																																												
生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日																																												
受贈者との続柄																																														
住所 又は 居所																																														
フリガナ																																														
氏名	Ⓜ	Ⓜ																																												
生年月日	大・昭・平・令__年__月__日	大・昭・平・令__年__月__日																																												
受贈者との続柄																																														

(令和元年分以降用)

改正後

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき本税の額」欄の税額

Table with 4 columns: 区分, 当初課税額(額), 額, 納付すべき本税の額. Includes a row for 'あなたの相続分'.

(注) 「差引税額の合計額」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「④差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳 (注)

Table with 3 columns: 区分, 賦課決定分, 変更決定後の賦課決定分. Rows include '申告加算税に対応する本税の額', '重加算税に対応する本税の額', '上記以外の本税の額'.

(注) イからハ（変更決定の場合はニからヘ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき加算税の額」の計算

Complex calculation table with columns for '区分', '申告加算税', '重加算税', and '納付すべき税額'. Includes rows for '⑩加算税の基礎となる税額', '⑫のうち国税通則法第66条第4項及び第68条第4項の規定による加算税の基礎となる税額', and '⑩×⑫と⑭×⑮との合計額'.

(注) 上記の加算税の基礎となる税額は、上記2(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予額控除後の納付すべき本税の額」欄の税額

Table with 4 columns: 区分, 当初課税額(額), 額, 納付すべき本税の額. Includes a row for 'あなたの相続分'.

(注) 「申告期限までに納付すべき税額」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑬-⑭-⑮-⑯）」欄の金額をいいます。

() 枚のうち () 枚目

(資5-61-1-A4統一)

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)
[] 円 × [] / [] = A [] 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「④差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））」の「増減（△）差額」欄の額です。

2 「納付すべき加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳
イ _____ 申告加算税に対応する本税の額 _____ 円
ロ 重加算税に対応する本税の額 _____ 円
ハ 上記以外の本税の額 _____ 円

(1) _____ 申告加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)
[] 0.000円 × [] / 100 = B [] 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第_____条第2項適用分))
[] 0.000円 × [] 5 / 100 = C [] 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第66条第4項適用分))
[] 0.000円 × [] 10 / 100 = D [] 円

_____ 申告加算税の額 (B + C + D) [] 円

(2) 重加算税

(基礎となる税額) (加算税の割合)
[] 0.000円 × [] / 100 = E [] 円

(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第68条第4項適用分))
[] 0.000円 × [] 10 / 100 = F [] 円

重加算税の額 (E + F) [] 円

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予額控除後の納付すべき本税の額」欄の税額

(基礎となる税額) (相続分)
[] 円 × [] / [] = [] 円

(注) 「(基礎となる税額)」は、「_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑬-⑭-⑮-⑯）」の「増減（△）差額」欄の額です。

() 枚のうち () 枚目

(資5-61-1-A4統一)

(通知用)

(通知用)

改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 _____ 殿

氏名 _____ 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の⑫欄又は⑬欄の金額は、「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑫欄又は⑬欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の⑫欄又は⑬欄の金額は、「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑫欄又は⑬欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ⑦			
特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑥ - ⑦) ⑧			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑨ + ⑩) ⑪			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑨) ⑫			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑩) ⑬			

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑨ + ⑩) ⑪			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑨) ⑫			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑩) ⑬			

改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 _____ 殿

氏名 _____ 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の①欄又は②欄の金額は、「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、③欄又は④欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の①欄又は②欄の金額は、「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、③欄又は④欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 ①			
住宅取得等資金の合計額 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④)			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額			
特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑥ - ⑦)			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑪			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑩ + ⑪)			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑩)			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑪)			

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 ①			
住宅取得等資金の合計額 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④)			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑪			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑩ + ⑪)			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑩)			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑪)			

(第一表の三)(令和2年分用)

(第一表の三)(令和元年分用)

改正後

.....税務署
令和.....年.....月.....日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所																															
フリガナ		電話番号	()																												
氏 名																															
<p>交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。</p> <p>1 特例適用条文 $\left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法} \\ \text{震災特例法} \end{array} \right\}$ 第.....条.....第.....項</p> <p>2 譲渡した資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>円</td> <td>譲渡年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3 買い換える（取得する）予定の資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>取得資産の該当条項</td> <td colspan="3"> $\left\{ \begin{array}{l} \text{1 租税特別措置法} \\ \text{(1) 第37条第1項の表の} \\ \text{第.....号} \\ \text{第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)} \\ \text{(2) 第37条の5第1項の表の} \\ \text{第.....号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)} \\ \text{第.....号 (中高層の耐火共同住宅)} \\ \text{2 震災特例法} \\ \text{・ 第12条第1項の表の} \\ \text{第.....号 (.....)} \end{array} \right\}$ </td> </tr> <tr> <td>取得価額の見積額</td> <td>円</td> <td>取得予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>付 記 事 項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>④ 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。</p>				所在地				資産の種類	数	量	m ²	譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日	資産の種類	数	量	m ²	取得資産の該当条項	$\left\{ \begin{array}{l} \text{1 租税特別措置法} \\ \text{(1) 第37条第1項の表の} \\ \text{第.....号} \\ \text{第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)} \\ \text{(2) 第37条の5第1項の表の} \\ \text{第.....号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)} \\ \text{第.....号 (中高層の耐火共同住宅)} \\ \text{2 震災特例法} \\ \text{・ 第12条第1項の表の} \\ \text{第.....号 (.....)} \end{array} \right\}$			取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日	付 記 事 項			
所在地																															
資産の種類	数	量	m ²																												
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日																												
資産の種類	数	量	m ²																												
取得資産の該当条項	$\left\{ \begin{array}{l} \text{1 租税特別措置法} \\ \text{(1) 第37条第1項の表の} \\ \text{第.....号} \\ \text{第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)} \\ \text{(2) 第37条の5第1項の表の} \\ \text{第.....号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)} \\ \text{第.....号 (中高層の耐火共同住宅)} \\ \text{2 震災特例法} \\ \text{・ 第12条第1項の表の} \\ \text{第.....号 (.....)} \end{array} \right\}$																														
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日																												
付 記 事 項																															
関与税理士		電話番号																													

改正前

.....税務署
令和.....年.....月.....日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所																															
フリガナ		電話番号	()																												
氏 名																															
<p>交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。</p> <p>1 特例適用条文 $\left\{ \begin{array}{l} \text{租税特別措置法} \\ \text{震災特例法} \end{array} \right\}$ 第.....条.....第.....項</p> <p>2 譲渡した資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>円</td> <td>譲渡年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3 買い換える（取得する）予定の資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>取得資産の該当条項</td> <td colspan="3"> $\left\{ \begin{array}{l} \text{1 租税特別措置法} \\ \text{(1) 第37条第1項の表の} \\ \text{第.....号} \\ \text{第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)} \\ \text{(2) 第37条の5第1項の表の} \\ \text{第.....号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)} \\ \text{第.....号 (中高層の耐火共同住宅)} \\ \text{2 震災特例法} \\ \text{・ 第12条第1項の表の} \\ \text{第.....号 (.....)} \end{array} \right\}$ </td> </tr> <tr> <td>取得価額の見積額</td> <td>円</td> <td>取得予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>付 記 事 項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>④ 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。</p>				所在地				資産の種類	数	量	m ²	譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日	資産の種類	数	量	m ²	取得資産の該当条項	$\left\{ \begin{array}{l} \text{1 租税特別措置法} \\ \text{(1) 第37条第1項の表の} \\ \text{第.....号} \\ \text{第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)} \\ \text{(2) 第37条の5第1項の表の} \\ \text{第.....号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)} \\ \text{第.....号 (中高層の耐火共同住宅)} \\ \text{2 震災特例法} \\ \text{・ 第12条第1項の表の} \\ \text{第.....号 (.....)} \end{array} \right\}$			取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日	付 記 事 項			
所在地																															
資産の種類	数	量	m ²																												
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日																												
資産の種類	数	量	m ²																												
取得資産の該当条項	$\left\{ \begin{array}{l} \text{1 租税特別措置法} \\ \text{(1) 第37条第1項の表の} \\ \text{第.....号} \\ \text{第.....号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)} \\ \text{(2) 第37条の5第1項の表の} \\ \text{第.....号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)} \\ \text{第.....号 (中高層の耐火共同住宅)} \\ \text{2 震災特例法} \\ \text{・ 第12条第1項の表の} \\ \text{第.....号 (.....)} \end{array} \right\}$																														
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日																												
付 記 事 項																															
関与税理士		電話番号																													

改正後

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正前

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正後

改正前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所 フリガナ 氏名	〒	電 ()	電話
--------------------	-----	------------------	---	-------	----

〔租税特別措置法〕第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (2区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第 1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士	◎	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には記入しないでください。 税務署印 名簿番号 (資6-80-1-A4統一) R1.11

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	申請者	住所 フリガナ 氏名	〒	電 ()	電話
--------------------	-----	------------------	---	-------	----

〔租税特別措置法〕第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (2区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第 1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士	◎	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には記入しないでください。 税務署印 名簿番号 (資6-80-1-A4統一) R1.11

改正後

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1)

租税特別措置法
震災特例法

欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改正前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1)

租税特別措置法
震災特例法

欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改正後

改正前

この欄は 別紙で 添付し て下さい。	通知日付印の年月日 年 月 日	確認印	年分	名簿番号
-----------------------------	--------------------	-----	----	------


この欄は 別紙で 添付し て下さい。	通知日付印の年月日 年 月 日	確認印	年分	名簿番号
-----------------------------	--------------------	-----	----	------

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【特定非常災害用】

【特定非常災害用】

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者	住所 〒	年分 申告時の 住所 フリガナ 氏名	電 話 () @
	氏名	住所 〒		

記

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第*____条____第____項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類	数 量	㎡	
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	____年____月____日

2 買換（代替）資産に関する事項

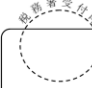
資産の種類	数 量	㎡	取得価額 の見積額	円
取得資産の 該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第__1__号 (中高层耐火建築物・中高层の耐火建築物) 第__2__号 (中高层の耐火共同住宅)			
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日		____年____月____日		
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)		____年____月____日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

.....

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	@	電話番号	
-------	---	------	--

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者	住所 〒	年分 申告時の 住所 フリガナ 氏名	電 話 () @
	氏名	住所 〒		

記

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第*____条____第____項の規定に基づき、下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

1 譲渡資産に関する事項

所在地			
資産の種類	数 量	㎡	
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	____年____月____日

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量	㎡	取得価額 の見積額	円
取得資産の 該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第__1__号 (中高层耐火建築物・中高层の耐火建築物) 第__2__号 (中高层の耐火共同住宅)			
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日		____年____月____日		
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)		____年____月____日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

.....

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	@	電話番号	
-------	---	------	--

改正後

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当事項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33②）	租税特別措置法第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得することが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

改正前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当事項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33②）	租税特別措置法第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2②）	租税特別措置法第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2②）	租税特別措置法第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37④）	租税特別措置法第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5②）	租税特別措置法第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5①）	租税特別措置法第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得することが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

(削除)

造成宅地の譲受け承認申請書

税務署受付印

申請者 _____ 税務署長 _____年____月____日提出	住所	〒
	フリガナ	電 ()
	氏名	電話

下記の資産について、旧租税特別措置法第37条の7第2項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、旧租税特別措置法施行令第25条の6第5項の規定に基づき承認の申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数量	㎡	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 譲り受ける予定の宅地の明細

宅地の面積	㎡	取得価額の見積額	円
譲受け予定年月日		年 月 日	

3年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細

.....

.....

4 その他参考となるべき事項

.....

.....

問与税理士	電話番号
-------	------

この欄には 税務署に 送る ください。	税務署 印	通信日付印の年月日	確認印	名簿番号
		年 月 日		

改正後

改正前

(削除)

造成宅地の譲受け承認申請書

1 使用目的

この承認申請書は、平成30年3月31日法律第7号による改正前の措法第37条の7第2項の規定の適用を受けるために提出する申請書として使用するものである。

2 記載要領等

「 年中に造成宅地を譲り受けることができなかったやむを得ない事情の詳細」及び「その他参考となるべき事項」欄には、譲渡をした日の属する年の12月31日までに造成宅地を譲り受けることが困難な場合のやむを得ない事情及びその他参考となるべき事項を申請者が記載する。

改正後

改正前

(削除)

□□□□□□□□

第 号

住所又は
所在地(納税地)
氏名又は
名称

令和 年 月 日

税務署長 印

造成宅地の譲受け承認申請に対する承認(却下)書(通知用)

年 月 日付で申請のありました造成宅地の譲受けについて

承認
却下

また、造成宅地の譲受け期限は、年 年 日と認定します。

この通知に係る処分の理由

- (注) 1 上記の譲受け期限までに造成宅地を譲受けなかった場合には、その期限から4か月以内に、また、造成宅地の実際の取得価額が取得価額の見積額より少ない場合には、造成宅地を譲受けた日から4か月以内に修正申告書を提出し、不足の税金を納めてください。
- 2 造成宅地の実際の取得価額が取得価額の見積額より多い場合には、造成宅地を譲り受けた日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。

() 枚のうち () 枚目

(資6-74-3-A4統一)

改正後

改正前

(削除)

造成宅地の譲受け承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「造成宅地の譲受け承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

改正前

【令和〇〇年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所 () 電話番号 () 名簿番号 ()
氏名 (フリガナ) (フリガナ) 職業 () 関与 ()
税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称 種類 利用状況 数量
所在地等

譲渡先の住所 (所在地) 氏名 (名称) 職業
売買契約の日 年月日 引き渡した日 年月日 登記、登録等の日 年月日

【参考事項】

- 売却理由: 買主から頼まれたため, 他の資産を購入するため, 事業資金を捻出するため, 借入金を返済するため, その他

代金の受領状況: 1回目, 2回目, 3回目, 未収金

譲渡価額: ①

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用: 費用の種類, 購入先・支払先等, 購入年月日, 購入価額

取得費: 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ②

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用: 費用の種類, 支払先住所(所在地), 氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分: 特例適用条文, A収入金額(①), B必要経費(②+③), C差引金額(A-B), D特別控除額, E譲渡所得金額(C-D)

〇ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

〇この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

【令和〇〇年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所 () 電話番号 () 名簿番号 ()
氏名 (フリガナ) (フリガナ) 職業 () 関与 ()
税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称 種類 利用状況 数量
所在地等

譲渡先の住所 (所在地) 氏名 (名称) 職業
売買契約の日 年月日 引き渡した日 年月日 登記、登録等の日 年月日

【参考事項】

- 売却理由: 買主から頼まれたため, 他の資産を購入するため, 事業資金を捻出するため, 借入金を返済するため, その他

代金の受領状況: 1回目, 2回目, 3回目, 未収金

譲渡価額: ①

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用: 費用の種類, 購入先・支払先等, 購入年月日, 購入価額

取得費: 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ②

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用: 費用の種類, 支払先住所(所在地), 氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分: 特例適用条文, A収入金額(①), B必要経費(②+③), C差引金額(A-B), D特別控除額, E譲渡所得金額(C-D)

〇ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

改正後

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円

買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額

④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「③譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	① × 20%	(②+③) × 20%	(F-G)	円	円
① > ④	(①-④)+④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期	措法	円	円	円	円
長期	条の	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

区分	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	(L-M)	円	円
取用代替	①-③-④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期	所法	円	円	円	円
長期	措	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 原則として、総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内になされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
- 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法が分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。
- 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を「2」の②欄に転記してください。

改正前

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円

買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額

④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分	F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	① × 20%	(②+③) × 20%	(F-G)	円	円
① > ④	(①-④)+④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期	措法	円	円	円	円
長期	条の	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

区分	L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	① - ④	(②+③) × $\frac{L}{①}$	(L-M)	円	円
取用代替	①-③-④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期	所法	円	円	円	円
長期	措	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内になされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について取用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
- 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法が分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

改正後

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正前

譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

使用目的

この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書の提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地	
種類	
利用状況	数量
譲渡した年月日	年月日
相続税評価額	円
相続税の課税価格	円
相続税額	円
取得費に加算される相続税額	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の㉔の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額	円
相次相続控除額	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額	円
小計の額	円
相続税額	円

3 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	円
合計	円
配偶者の税額軽減額	円
未成年者控除額	円
障害者控除額	円
外国税額控除額	円
医療法人持分税額控除額	円
計	円
相続税額	円

関与税理士 電話番号

(資6-11-A4統一)

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳細については、税務署にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書の提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地	
種類	
利用状況	数量
譲渡した年月日	年月日
相続税評価額	円
相続税の課税価格	円
相続税額	円
取得費に加算される相続税額	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の㉔の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額	円
相次相続控除額	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額	円
小計の額	円
相続税額	円

3 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	円
合計	円
配偶者の税額軽減額	円
未成年者控除額	円
障害者控除額	円
外国税額控除額	円
医療法人持分税額控除額	円
計	円
相続税額	円

関与税理士 電話番号

(資6-11-A4統一)

改正後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
 (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」、「㉚」～「㉜」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
 (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）} - \text{（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「㉔」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
 (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」、「㉚」～「㉜」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
 (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（取得した交換差金等の額）}}{\text{（取得した交換差金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）} - \text{（代替資産又は買換資産の取得価額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（取得した補償金等の額）}}{\text{（取得した補償金等の額）} + \text{（交換取得資産の価額）}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{（譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額）}}{\text{（譲渡した相続財産の譲渡による収入金額）}}$$

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] - \text{（支払代償金）} \times \frac{\text{（譲渡した相続財産の相続税評価額）}}{\text{（相続税の課税価格（「㉔」の金額））} + \text{（支払代償金）}}$$

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

- 1 使用目的
この明細書は、納税者が措法第39条の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。
- 2 記載要領等
「相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額④」以下の各欄は、相続税の申告書に記載されている金額（相続税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があった場合には、修正申告又は更正若しくは決定に係る金額）に基づいて記載する。

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

- 1 使用目的
この明細書は、納税者が措法第39条の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。
- 2 記載要領等
「相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額④」以下の各欄は、相続税の申告書に記載されている金額（相続税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があった場合には、修正申告又は更正若しくは決定に係る金額）に基づいて記載する。

改正後

改正前

【令和 年分】
保証された債権の譲渡の
譲渡者に関する書
明細書(確定申告書付表)

譲渡者住所	氏名	電話()
住所	氏名	電話()
住所又は所在地	氏名又は名称	
住所又は所在地	氏名又は名称	
保証債務の内容	保証債務の種類	保証した債務の金額
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	求償権の額
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額
短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期
資産の所在地番		
資産の種類		
資産の利用状況	資産の数量	
譲渡先住所又は所在地	氏名又は名称	
譲渡した年月日	年月日	年月日
譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日
譲渡価額の総額	円	円
求償権の行使不能額	円	円
所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額	円	円
山林所得の合計額	円	円
譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額	円	円
合 計	円	円

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「①」の金額は、申告書第一表の「①+②+③×④」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第4条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑤」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑤×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署にお尋ねください。
(第6-12-A-4条)
(令和2年分以降適用)
記.11

【令和 年分】
保証された債権の譲渡の
譲渡者に関する書
明細書(確定申告書付表)

譲渡者住所	氏名	電話()
住所	氏名	電話()
住所又は所在地	氏名又は名称	
住所又は所在地	氏名又は名称	
保証債務の内容	保証債務の種類	保証した債務の金額
保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	求償権の額
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額
短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期
資産の所在地番		
資産の種類		
資産の利用状況	資産の数量	
譲渡先住所又は所在地	氏名又は名称	
譲渡した年月日	年月日	年月日
譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日
譲渡価額の総額	円	円
求償権の行使不能額	円	円
所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額	円	円
山林所得の合計額	円	円
譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額	円	円
合 計	円	円

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「①」の金額は、申告書第一表の「①+②+③×④」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第4条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑤」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑤×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署にお尋ねください。
(第6-12-A-4条)
(令和2年分以降適用)
記.11

改正後

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊿」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改正前

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「㊸」欄から「㊿」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

改正後

改正前

公共事業用資産の買取り等の申出証明書						資産の所有者への 交付用
資産の 所有者	住所(居所) 又は所在地					氏名又は 個人 名称
	氏名又は 個人 名称					
事業名	買取り等の 申出年月日	買取り等の 区分	買取り等の申出をした資産			可
			所在地	種類	数量	
摘要	(. . .) (. . .)					
公共事業 施行者	事業場の所在地					事業場の名称
	事業場の名称					

※ 取用等の5,000万円超の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

(資6-58-1-A6統一)

公共事業用資産の買取り等の申出証明書						資産の所有者への 交付用
資産の 所有者	住所(居所) 又は所在地					氏名又は 個人 名称
	氏名又は 個人 名称					
事業名	買取り等の 申出年月日	買取り等の 区分	買取り等の申出をした資産			可
			所在地	種類	数量	
摘要	(. . .) (. . .)					
公共事業 施行者	事業場の所在地					事業場の名称
	事業場の名称					

※ 取用等の5,000万円超の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

(資6-58-1-A6統一)

改正後

公共事業用資産の買取り等の申出証明書
(資産の所有者への交付用)

1 作成時期等

この証明書は、買取り等を必要とする資産につき公共事業施行者が最初に買取り等の申出を行った都度作成し、当該申出を受けた資産の所有者に交付する。

2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の所有者」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「事業名」欄には、資産の買取り等を必要とする事業の名称を具体的に記載すること。
- (3) 「買取り等の申出年月日」欄には、買取り等を必要とする資産について最初に買取り等の申出をした年月日を記載すること。
- (4) 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- (5) 「買取り等の申出をした資産」の各欄は、次により記載すること。
 - イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
 - ロ 「種類」欄には、土地にあつては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあつては木造住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
- (6) 「適要」欄には、資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称を「事業施行者○県」と記載すること。

また、仲裁裁判等があつた場合には、次のイ～ニによる。

 - イ 仲裁裁判があつた場合には、右のカッコ欄に「仲裁判断の申請をした日」、「仲裁判断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - ロ 補償金の支払請求があつた場合には、右のカッコ欄に「当該請求をした日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - ハ 農地法の許可を受ける場合には、右のカッコ欄に「申請をした日」、「許可があつた日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - ニ 農地法の届出をする場合には、右のカッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」と記載し、併せてその日を記載する。

改正前

公共事業用資産の買取り等の申出証明書
(資産の所有者への交付用)

1 作成時期等

この証明書は、買取り等を必要とする資産につき公共事業施行者が最初に買取り等の申出を行った都度作成し、当該申出を受けた資産の所有者に交付する。

2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の所有者」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「事業名」欄には、資産の買取り等を必要とする事業の名称を具体的に記載すること。
- (3) 「買取り等の申出年月日」欄には、買取り等を必要とする資産について最初に買取り等の申出をした年月日を記載すること。
- (4) 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- (5) 「買取り等の申出をした資産」の各欄は、次により記載すること。
 - イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
 - ロ 「種類」欄には、土地にあつては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあつては木造住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
- (6) 「適要」欄には、資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称を「事業施行者○県」と記載すること。

また、仲裁裁判等があつた場合には、次のイ～ニによる。

 - イ 仲裁裁判があつた場合には、右のカッコ欄に「仲裁判断の申請をした日」、「仲裁判断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - ロ 補償金の支払請求があつた場合には、右のカッコ欄に「当該請求をした日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - ハ 農地法の許可を受ける場合には、右のカッコ欄に「申請をした日」、「許可があつた日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - ニ 農地法の届出をする場合には、右のカッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」と記載し、併せてその日を記載する。

改正後

改正前

公共事業用資産の買取り等の証明書									
譲渡者等	住所(居所) 又は所在地								
	氏名又は 名称	法人 個人							
資産の所在地	資産の種類	数量	買取り等の区分	買取り等の年月日	買取り等の金額				
		㎡		・ ・	百万	千	円		
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
(摘要)									
○事業名									
○買取り等の申出年月日									
○ [(. . .)]									
[(. . .)]									
公共事業 施行者	事業場の所在地								
	事業場の名称								

※ 取用等の5,000万円超の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

(資6-59-A6統一)

公共事業用資産の買取り等の証明書									
譲渡者等	住所(居所) 又は所在地								
	氏名又は 名称	法人 個人							
資産の所在地	資産の種類	数量	買取り等の区分	買取り等の年月日	買取り等の金額				
		㎡		・ ・	百万	千	円		
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
(摘要)									
○事業名									
○買取り等の申出年月日									
○ [(. . .)]									
[(. . .)]									
公共事業 施行者	事業場の所在地								
	事業場の名称								

※ 取用等の5,000万円超の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に添付してください。

(資6-59-A6統一)

改正後

公共事業用資産の買取り等の証明書

1 作成時期等

この証明書は、公共事業施行者が資産の買取り等を行った都度作成し、当該資産の譲渡者等に交付する。

2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「譲渡者等」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「資産の所在地」から「買取り等の価額」までの各欄は、次により記載すること。
 - イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
 - ロ 「種類」欄には、土地にあっては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあっては木造住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
 - ハ 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
 - ニ 「買取り等の価額」欄には、買取り等をした資産の対価として支払うべき金額を記載すること。
- (3) 「適要」欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 事業名（資産の買取り等を必要とする事業の具体的な名称）
 - ロ 買取り等の申出年月日（買取り等をした資産について最初に買取り等の申出をした年月日）
 - ハ 資産の買取り等に際し、当該資産の買取り等の対価以外に各種の損失補償として支払うべき金額がある場合には、当該対価及び当該対価以外の損失補償の支払総額並びに当該対価以外の損失補償の交付名義ごとの支払金額
 - ニ 資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称
 - ホ 仲裁裁判等があった場合には、次の(イ)～(ニ)による。
 - (イ) 仲裁裁判があった場合には、カッコ欄に「仲裁の申請をした日」、「仲裁判断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - (ロ) 補償金の支払請求があった場合には、カッコ欄に「補償金の支払の請求をした日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - (ハ) 農地法の許可を受ける場合には、カッコ欄に「申請をした日」、「許可があった日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - (ニ) 農地法の届出をする場合には、カッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」と記載し、併せてその日を記載する。

改正前

公共事業用資産の買取り等の証明書

1 作成時期等

この証明書は、公共事業施行者が資産の買取り等を行った都度作成し、当該資産の譲渡者等に交付する。

2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「譲渡者等」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「資産の所在地」から「買取り等の価額」までの各欄は、次により記載すること。
 - イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
 - ロ 「種類」欄には、土地にあっては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあっては木造住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
 - ハ 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
 - ニ 「買取り等の価額」欄には、買取り等をした資産の対価として支払うべき金額を記載すること。
- (3) 「適要」欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 事業名（資産の買取り等を必要とする事業の具体的な名称）
 - ロ 買取り等の申出年月日（買取り等をした資産について最初に買取り等の申出をした年月日）
 - ハ 資産の買取り等に際し、当該資産の買取り等の対価以外に各種の損失補償として支払うべき金額がある場合には、当該対価及び当該対価以外の損失補償の支払総額並びに当該対価以外の損失補償の交付名義ごとの支払金額
 - ニ 資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称
 - ホ 仲裁裁判等があった場合には、次の(イ)～(ニ)による。
 - (イ) 仲裁裁判があった場合には、カッコ欄に「仲裁の申請をした日」、「仲裁判断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - (ロ) 補償金の支払請求があった場合には、カッコ欄に「補償金の支払の請求をした日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - (ハ) 農地法の許可を受ける場合には、カッコ欄に「申請をした日」、「許可があった日」と記載し、併せてその日を記載する。
 - (ニ) 農地法の届出をする場合には、カッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」と記載し、併せてその日を記載する。

改正後

改正前

優良住宅地等のための土地等の買取り証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項〔第1号〕 〔第2号〕該当)				
譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m	. .	円
			. .	
			. .	
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第2項〔第1号〕に規定する 〔ものとして 〔業務の用に直接供するために〕買取ったものであることを証明します。				
土地等の買取りをする者	住所 (所在地)	(電話)		
	氏名 (名称)			

(資6-60-A6統一)

優良住宅地等のための土地等の買取り証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項〔第1号〕 〔第2号〕該当)				
譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m	. .	円
			. .	
			. .	
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第2項〔第1号〕に規定する 〔ものとして 〔業務の用に直接供するために〕買取ったものであることを証明します。				
土地等の買取りをする者	住所 (所在地)	(電話)		
	氏名 (名称)	印		

(資6-60-A6統一)

改正後

優良住宅地等のための土地等の買取り証明書
(租税特別措置法第31条の2第2項〔第1号〕
〔第2号〕該当)

1 使用目的

この証明書は、措法第31条の2第2項第1号又は第2号に掲げる土地等の譲渡に該当する旨を措規第13条の3第1項第1号イ又は第2号イの規定により証明するために使用するものである。

2 記載要領等

- (1) 本文中の〔 〕欄は、該当する文字を○で囲む。
- (2) 「土地等の種類」欄には、宅地、借地権、田、畑等に区分して具体的に記載する。
- (3) 「買取り価額」欄には、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載する。

改正前

優良住宅地等のための土地等の買取り証明書
(租税特別措置法第31条の2第2項〔第1号〕
〔第2号〕該当)

1 使用目的

この証明書は、措法第31条の2第2項第1号又は第2号に掲げる土地等の譲渡に該当する旨を措規第13条の3第1項第1号イ又は第2号イの規定により証明するために使用するものである。

2 記載要領等

- (1) 本文中の〔 〕欄は、該当する文字を○で囲む。
- (2) 「土地等の種類」欄には、宅地、借地権、田、畑等に区分して具体的に記載する。
- (3) 「買取り価額」欄には、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載する。

改正後

優良住宅地等のための土地等の買取り等証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当)				
譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買取り年月日	買取り価額
		㎡	・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
上記の土地等は、下記に該当するものであることを証明します。				
記				
土地等の買取りをする者	住 所 (所在地)	(電話)		
	氏 名 (名称)			

(資6-61-B5統一)

改正前

優良住宅地等のための土地等の買取り等証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当)				
譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買取り年月日	買取り価額
		㎡	・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
上記の土地等は、下記に該当するものであることを証明します。				
記				
土地等の買取りをする者	住 所 (所在地)	(電話)		
	氏 名 (名称)			
				印

(資6-61-B5統一)

改正後

優良住宅地等のための土地等の買取り証明書
(租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当)

1 使用目的

この証明書は、措法第31条の2第2項第4号から第12号までに掲げる土地等の譲渡に該当する旨を措規第13条の3第1項第4号から第12号までの規定により証明するために使用するものである。

2 記載要領等

- (1) 本文中の「記」の下の空白部分には、規則第13条の3第1項第4号から第12号までの規定により証明すべき事項を記載する。
- (2) 「土地等の種類」欄には、宅地、借地権、田、畑等に区分して具体的に記載する。
- (3) 「買取り価額」欄には、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載する。

改正前

優良住宅地等のための土地等の買取り証明書
(租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当)

1 使用目的

この証明書は、措法第31条の2第2項第4号から第12号までに掲げる土地等の譲渡に該当する旨を措規第13条の3第1項第4号から第12号までの規定により証明するために使用するものである。

2 記載要領等

- (1) 本文中の「記」の下の空白部分には、規則第13条の3第1項第4号から第12号までの規定により証明すべき事項を記載する。
- (2) 「土地等の種類」欄には、宅地、借地権、田、畑等に区分して具体的に記載する。
- (3) 「買取り価額」欄には、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載する。

改正後

改正前

この欄には
蓋印をい
て下さい。→

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

この欄には
蓋印をい
て下さい。→

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			



一団の宅地等の用に供する旨の確約書



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m ²	・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一団の宅地 ・ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・ 住宅又は中高層の耐火共同住宅 <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称	⑧		

譲渡者	住所			
	氏名			
土地等の種類	土地等の所在地	数量	買取り年月日	買取り価額
		m ²	・ ・	円
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一団の宅地 ・ 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・ 住宅又は中高層の耐火共同住宅 <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称	⑧		

改正後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和____年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡) ※ 令和2年3月31日までの譲渡に限ります。	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改正前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第24項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第26項若しくは第27項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和____年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項

〔※2〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

この欄には
あかないで
ください

通信日付印の年月日	確認印	年分	名簿番号
年 月 日			

この欄には
あかないで
ください

通信日付印の年月日	確認印	年分	名簿番号
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 事務所等	住所又は所在地(電話)	〒 ()	① ② ③
		氏名又は名称	()	
		(法人の場合)法人番号		
		(法人の場合)代表者氏名		
		所在地(電話)	()	
		名称		
		代表者又は責任者		

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

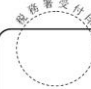
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

当該事業の予定年月日等	1 完成予定年月日 _____年____月____日
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 _____年____月____日

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	①	電話番号
-------	---	------

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 事務所等	住所又は所在地(電話)	〒 ()	① ② ③
		氏名又は名称	()	
		(法人の場合)法人番号		
		(法人の場合)代表者氏名		
		所在地(電話)	()	
		名称		
		代表者又は責任者		

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

当該事業の予定年月日等	1 完成予定年月日 _____年____月____日
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 _____年____月____日

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	①	電話番号
-------	---	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 81.11

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 81.11

改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【特定非常災害用】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項

〔※2〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項

〔※3〕

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

_____ 税務署長 令和____年____月____日提出	届出者	住所 〒 (旧住所) ()	氏名 (旧姓) ()	☎ 電 () 話
-----------------------------------	-----	-------------------	----------------	--------------

私が、〔平成
令和〕____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部
一部〕が同条第2項第____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積 ㎡
所在地	種類	面積 ㎡	

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

税務署受付印

_____ 税務署長 令和____年____月____日提出	届出者	住所 〒 (旧住所) ()	氏名 (旧姓) ()	☎ 電 () 話
-----------------------------------	-----	-------------------	----------------	--------------

私が、〔平成
令和〕____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部
一部〕が同条第2項第____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積 ㎡
所在地	種類	面積 ㎡	

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	☎ 電話番号	
-------	--------	--

関与税理士	☎ 電話番号	
-------	--------	--

この欄には、
裏がないで
ください。→

税務署 印	名	簿	番	号

(管6-71-1-A4統一)

この欄には、
裏がないで
ください。→

税務署 印	名	簿	番	号

(管6-71-1-A4統一)

改正後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日以後	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正後

改正前

1 面

1 面

譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5 面

(令和2年分以降用)

R2.11

譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物(居住用)の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5 面

(令和元年分以降用)

R1.11

改正後

改正前

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番
所在地 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	売買契約日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m			
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権				
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
建物	<input type="checkbox"/> 居宅	<input type="checkbox"/> マンション	m	引き渡した日		
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所		年 月 日		
建物	<input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日		

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)		
		(住所) (氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	職業 (業種)	① 譲渡価額
	氏名 (名称)		

【参考事項】

代金の受領状況	1回目	2回目	3回目	未収金
	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
	円	円	円	円

お売りになった理由

<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため
<input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「①×××円」と二段書きで記載してください。
 - 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「②×××円」と二段書きで記載してください。
 - 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
 - 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄に記載してください。
- ※ これらの様式は、国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番
所在地 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	売買契約日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m			
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権				
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
建物	<input type="checkbox"/> 居宅	<input type="checkbox"/> マンション	m	引き渡した日		
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所		年 月 日		
建物	<input type="checkbox"/> その他 ()			年 月 日		

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名	共有者の持分	
土地	建物		土地	建物
		(住所) (氏名)		
		(住所) (氏名)		

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

買主	住所 (所在地)	職業 (業種)	① 譲渡価額
	氏名 (名称)		

【参考事項】

代金の受領状況	1回目	2回目	3回目	未収金
	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
	円	円	円	円

お売りになった理由

<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため
<input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(国税庁ホームページ www.nta.go.jp) からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「①×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ www.nta.go.jp) からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「②×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。

改正後

改正前

3 面

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・	円
			・	円
			・	円
			小計 (イ)	円
建物			・	円
			・	円
			・	円
建物の構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他			小計 (ロ)	円

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・	円
			・	円
			・	円
			小計 (イ)	円
建物			・	円
			・	円
			・	円
建物の構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他			小計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) 償却率 経過年数 償却費相当額(ハ)

標準 円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円

② 取得費 (イ) + (ロ) - (ハ) 円

建物の購入・建築価額(ロ) 償却率 経過年数 償却費相当額(ハ)

標準 円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円

② 取得費 (イ) + (ロ) - (ハ) 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に当ててください。

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に当ててください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・	円
収入印紙代			・	円
			・	円
			・	円
			③ 譲渡費用	円

費用の種類	支払先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・	円
収入印紙代			・	円
			・	円
			・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円

区分	特例適用 条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に記載します。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

整理欄

改正後

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

[2面]・[3面]で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・取用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(農法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
取用代替	特例適用 条文	① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	H 譲渡所得金額 (F - G)
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④	特例適用 条文	① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	L 譲渡所得金額 (J - K)
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正前

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物など、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

[2面]・[3面]で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・取用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(農法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
取用代替	特例適用 条文	① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	H 譲渡所得金額 (F - G)
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④	特例適用 条文	① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	L 譲渡所得金額 (J - K)
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改正後

改正前

5 面

5 面

現住所 【令和 年分】

フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 名簿番号

現住所 【令和 年分】

フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 名簿番号

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日		年	月	日
	死亡時における住所					
	居住期間	年 月 ~ 年 月				
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	①		㎡	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	②		㎡	—	—	
	③		㎡	—	—	

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日		年	月	日
	死亡時における住所					
	居住期間	年 月 ~ 年 月				
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	①		㎡	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	②		㎡	—	—	
	③		㎡	—	—	

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	①	㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	②	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	③ ㎡
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(\text{①} \times \frac{\text{②}}{\text{②} + \text{③}} \right) \times \frac{\text{④}}{\text{⑤}}$				㎡

一団の土地の面積	①	㎡	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	②	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	③ ㎡
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(\text{①} \times \frac{\text{②}}{\text{②} + \text{③}} \right) \times \frac{\text{④}}{\text{⑤}}$				㎡

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所				
相続の開始の時ににおける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	① 家屋	② 敷地等	③ 敷地等	④ 家屋	⑤ 敷地等	⑥ 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	適用前譲渡年月日		年 月 日	年 月 日	譲渡の対価の額	
適用前譲渡		譲渡の対価の額		円		円

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所				
相続の開始の時ににおける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	① 家屋	② 敷地等	③ 敷地等	④ 家屋	⑤ 敷地等	⑥ 敷地等
	—	—	—	—	—	—
	適用前譲渡年月日		年 月 日	年 月 日	譲渡の対価の額	
適用前譲渡		譲渡の対価の額		円		円

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
(令和元年分以降適用)

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
(令和元年分以降適用)

改正後

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取得費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-②+③)	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

【建築物の位置関係等】

改正前

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円		円	円
② 取得費	円	円		円	円
③ 譲渡費用	円	円		円	円
④ 差引金額 (①-②+③)	円	円		円	円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額					円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

【建築物の位置関係等】

改正後

譲渡所得の内訳書(計算明細書)

使用目的

この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正前

譲渡所得の内訳書(計算明細書)

使用目的

この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

改正後

改正前

一通番号 1 面

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印 住所(又は事業所、居所など) フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の2も同じです。)

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Rows include: 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額.

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Category, Income/Expense, and Unit. Rows include: 種目・所得の生ずる場所, 合計, 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額.

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Rows include: 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額.

(令和2年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

一通番号 1 面

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

受付印 住所(又は事業所、居所など) フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の2も同じです。)

- 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「②」の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Rows include: 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額.

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Category, Income/Expense, and Unit. Rows include: 種目・所得の生ずる場所, 合計, 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額.

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Rows include: 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額.

(令和元年分以降用)

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

一連番号 1 面

一連番号 1 面

令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)

受付印 住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

受付印 住所又は事業所事務所居所など フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の2も同じです。)

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②面の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」及び「②」の記載は要しません。また、「⑦」本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「③」の記載は要しません。

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、「①」及び「②」の記載は要しません。また、「⑦」本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、「③」の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 4 rows: ① 一般株式等に係る譲渡所得等の金額, ② 特定投資株式に係る譲渡損失の金額, ③ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, ④ 上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 4 rows: ① 一般株式等に係る譲渡所得等の金額, ② 特定投資株式に係る譲渡損失の金額, ③ 上場株式等に係る譲渡所得等の金額, ④ 上場株式等に係る譲渡損失の金額

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の①面の②の括弧書きの金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の特投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

(2) 本年分の損益通算前の特投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 2 rows: 本年分の損益の計算前の特投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 2 rows: 本年分の損益の計算前の特投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

(3) 本年分の損益通算前の特投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

(3) 本年分の損益通算前の特投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 3 columns: 科目・所得の生ずる場所, 利息等・配当等の収入金額(税込), 配当所得に係る負債の利子

Table with 3 columns: 科目・所得の生ずる場所, 利息等・配当等の収入金額(税込), 配当所得に係る負債の利子

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑤-⑥) (赤字の場合には0と書いてください。)

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (⑤-⑥) (赤字の場合には0と書いてください。)

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

Table with 4 rows: 本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分を差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額

Table with 4 rows: 本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額, 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分を差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額

(令和2年分以降用) R2.11

(令和元年分以降用) R1.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

1 面

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 年分】

【令和 年分】

整理番号

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所)フリガナ氏名
電話番号(連絡先)職業関与税理士名(電話)

住所(前住所)フリガナ氏名
電話番号(連絡先)職業関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

1 所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他の収入, 小計), 必要経費又は譲渡に要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他の収入, 小計), 必要経費又は譲渡に要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑬欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に記載するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑬欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に記載するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

「上場株式等」の⑬欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」付表も記載してください。

「上場株式等」の⑬欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」付表も記載してください。

改正後

改正前

2 面 (計算明細書)

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面①へ	1面④へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
合計		一般株式等			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・		株(口、円)		円	円	円	(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・ ・							(・ ・)
合計		一般株式等			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

改正後

改正前

1面

1面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【令和 年分】

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所) () フリガナ氏名 () 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ()

住所(前住所) () フリガナ氏名 () 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算 (単位:円)

1 所得金額の計算 (単位:円)

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, etc.) and rows for calculation steps (1-18).

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, etc.) and rows for calculation steps (1-18).

(注) 租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の13から非までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。

(注) 租税特別措置法第37条の13の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の13から非までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。

- ※1 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 引欄の金額は、「特定(新制)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、引欄の金額を限度として控除します。
※3 「一般株式等」の引欄の金額は引欄の金額が0又は赤字の場合には引欄の金額を、「上場株式等」の引欄の金額が0又は赤字の場合には引欄の金額を、「2」の5の計算を行わずに記載します。
※4 引欄、引欄及び引欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」で計算した金額に基づき記載します。
※5 黒字の場合のほか、「一般株式等」の引欄の金額が赤字で、特定投資株式による赤字の金額がない場合は、申告書第三表の引欄へ0を記載し、「上場株式等」の引欄の金額が相対取引などによる赤字の場合には、申告書第三表の引欄へ0を記載します。
※6 引欄の金額は、引欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、引欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の引欄の金額が引欄の金額から控除しきれない場合には、投資額におおねくください。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 「引欄の金額は、「特定(新制)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、引欄の金額を限度として控除します。
※3 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※4 引欄、引欄及び引欄の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)」で計算した金額に基づき記載します。
※5 黒字の場合のほか、「一般株式等」の引欄の金額が赤字で、特定投資株式による赤字の金額がない場合は、申告書第三表の引欄へ0を記載し、「上場株式等」の引欄の金額が相対取引などによる赤字の場合には、申告書第三表の引欄へ0を記載します。
※6 引欄の金額は、引欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、引欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の引欄の金額が引欄の金額から控除しきれない場合には、投資額におおねくください。

整理欄 (令和2年分以降用) R2.11

整理欄 (令和元年分以降用) R1.11

改正後

改正前

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes a summary row for '合計(上場株式等(特定口座))'.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table for calculating value loss of specific investment shares with columns: ① 特定残株数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額.

③ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

Table for calculating the number of shares of public shares with columns: ① 譲渡の時の直前の特定残株数, ② 平成12年4月1日から譲渡の日の前日, ③ 公開等特定株式に該当する株式数.

③ 1 「譲渡の時の直前の特定残株数は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①面の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」は、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table for calculating income amounts of public shares with columns: 一般株式等, 上場株式等, ① 所得金額の計算, ② 所得金額, ③ 所得金額.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table for details of shares transferred outside specific accounts with columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先, 譲渡による収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 取得年月日.

③ 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取組役等の特定株式と取組役等以外の特定株式がある場合、②取組役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。 ※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。 ※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes a summary row for '合計(上場株式等(特定口座))'.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table for calculating value loss of specific investment shares with columns: ① 特定残株数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額.

③ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

Table for calculating the number of shares of public shares with columns: ① 譲渡の時の直前の特定残株数, ② 平成12年4月1日から譲渡の日の前日, ③ 公開等特定株式に該当する株式数.

③ 1 「譲渡の時の直前の特定残株数は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①面の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」は、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table for calculating income amounts of public shares with columns: 一般株式等, 上場株式等, ① 所得金額の計算, ② 所得金額, ③ 所得金額.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table for details of shares transferred outside specific accounts with columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先, 譲渡による収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 取得年月日.

③ 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取組役等の特定株式と取組役等以外の特定株式がある場合、②取組役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。 ※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。 ※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正後

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	()
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年月日	株数	株	年月日	株数	株
・	・	株	・	・	株
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
合 計	3①欄へ	株	合 計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にのびしてください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数（令和2年4月1日以後に第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれに該当するかを別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和2年分以降用)

R2.11

改正前

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	()
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電話)	()

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況			その年中の譲渡又は贈与による異動の状況		
年月日	株数	株	年月日	株数	株
・	・	株	・	・	株
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
・	・		・	・	
合 計	3①欄へ	株	合 計	3②欄へ	株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。
 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口にのびしてください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(平成28年分以降用)

H28.11

改正後

改正前

【令和__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏名	電話 番号	()
--------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

	合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/			
資産の利用状況・面積		㎡	㎡	
居 住 期 間		年 月 ~ 年 月		
譲 渡 先 住所又は所在地				
譲 渡 先 氏名又は名称				
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 した 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 値 額 ①		円	円	円
取 得 価 値 額 ②		円	円	円
得 償 却 費 相 当 額 ③	円	円	円	
費 差 引 (② - ③) ④	円	円	円	
譲 渡 に 要 した 費 用 ⑤	円	円	円	
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤) ⑥	円	円	円	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の③欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

	合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/			
資産の利用状況・利用目的・面積		㎡	㎡	
買換資産の取得(予定)日		年 月 日	年 月 日	
居住の用に供した(供する見込)日		年 月 日		
買換資産の取得(予定)価額		円	円	円
買 入 社 先 住所又は所在地				
買 入 社 先 氏名又は名称				
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先)		
		円		
		円		

関与税理士名

(電話)

税務署 資産課税部門 個人課税部門
整理欄 純損失 (有・無)

(令和2年分以降用)

R2.11

【令和__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏名	電話 番号	()
--------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

	合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/			
資産の利用状況・面積		㎡	㎡	
居 住 期 間		年 月 ~ 年 月		
譲 渡 先 住所又は所在地				
譲 渡 先 氏名又は名称				
譲 渡 契 約 締 結 日		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 した 年 月 日		年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 値 額 ①		円	円	円
取 得 価 値 額 ②		円	円	円
得 償 却 費 相 当 額 ③	円	円	円	
費 差 引 (② - ③) ④	円	円	円	
譲 渡 に 要 した 費 用 ⑤	円	円	円	
居住用財産の譲渡損失の金額 (①-④-⑤) ⑥	円	円	円	

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の③欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

	合計	建 物	土地・借地権	
資産の所在地番	/			
資産の利用状況・利用目的・面積		㎡	㎡	
買換資産の取得(予定)日		年 月 日	年 月 日	
居住の用に供した(供する見込)日		年 月 日		
買換資産の取得(予定)価額		円	円	円
買 入 社 先 住所又は所在地				
買 入 社 先 氏名又は名称				
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先		(借入先)		
		円		
		円		

関与税理士名

(電話)

税務署 資産課税部門 個人課税部門
整理欄 純損失 (有・無)

(令和元年分以降用)

R1.11

【租税特別措置法第41条の5用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【租税特別措置法第41条の5用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めするために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額** (⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額** (⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和__年分)【租税特別措置法第41条の5用】

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和__年分)【租税特別措置法第41条の5用】

Table with columns for address (住所又は事業所、居所など),フリガナ, and 氏名.

Table with columns for address (住所又は事業所、居所など),フリガナ, and 氏名.

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等)の場合の譲渡損失の損益通算の特例の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等)の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等)の場合の譲渡損失の損益通算の特例の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等)の場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けなくて書いてください。)

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けなくて書いてください。)

Main calculation table with 8 rows and 2 columns. Includes sections for 'Special calculation basis', 'Separate taxation', 'Benefit calculation', 'Net loss', 'Color-coded reporting', and 'Carryover basis'.

Main calculation table with 8 rows and 2 columns. Includes sections for 'Special calculation basis', 'Separate taxation', 'Benefit calculation', 'Net loss', 'Color-coded reporting', and 'Carryover basis'.

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換え資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換え資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除してなおお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換え資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 買換え資産の範囲

特例の適用対象となる「買換え資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換え資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和元年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換え資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換え資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除してなおお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換え資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

2 買換え資産の範囲

特例の適用対象となる「買換え資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)」など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換え資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和__年分】

名簿番号

【令和__年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名	電話 番号	()
----------------------------------	------------	----------	-----

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏名	電話 番号	()
----------------------------------	------------	----------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

【譲渡した資産に関する明細】

	合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況		㎡	㎡
面積			
居住期間		年月～年月	
譲渡住所又は所在地			
先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先)	円
譲渡した年月日		年月日	年月日
資産を取得した時期		年月日	年月日
譲渡価額	②	円	円
取得価額	③	円	円
償却費相当額	④	円	円
費差引(③-④)	⑤	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥)	⑦	円	円

	合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番			
資産の利用状況		㎡	㎡
面積			
居住期間		年月～年月	
譲渡住所又は所在地			
先氏名又は名称			
譲渡契約締結日		年月日	年月日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先)	円
譲渡した年月日		年月日	年月日
資産を取得した時期		年月日	年月日
譲渡価額	②	円	円
取得価額	③	円	円
償却費相当額	④	円	円
費差引(③-④)	⑤	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥)	⑦	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の③欄に記載してください。

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の③欄に記載してください。

関与税理士名
(電話)

税務署 整理欄	資産課税部門 個人課税部門	純損失 (有・無)
------------	------------------	--------------

(令和2年分以降用)

関与税理士名
(電話)

税務署 整理欄	資産課税部門 個人課税部門	純損失 (有・無)
------------	------------------	--------------

(令和元年分以降用)

「租税特別措置法第41条の5の2用」

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

「租税特別措置法第41条の5の2用」

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)**」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)**」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所フリガナ氏名

住所フリガナ氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Table with 2 columns: Description and Amount. Rows include: 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額), 本年分の純損失の金額, 本年分が青色申告の場合, 本年分が白色申告の場合, 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額.

Table with 2 columns: Description and Amount. Rows include: 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額), 本年分の純損失の金額, 本年分が青色申告の場合, 本年分が白色申告の場合, 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額.

*1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

*1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
 (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
 (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
 詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。また、税務署にお尋ねください。

改正前

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和元年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】参照）。
 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
 (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
 (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（確定申告書付表）（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。また、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

1面

1面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】）」(1面から3面)の作成をしてください。

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】）」(1面から3面)の作成をしてください。

住所(納税地) フリガナ氏名 届出書の住所 電話番号(連絡先) 職業(屋号) 関与税理士名(電話)

住所(納税地) フリガナ氏名 届出書の住所 電話番号(連絡先) 職業(屋号) 関与税理士名(電話)

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】)」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】)」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

Table with 5 columns: 区分, イ 譲渡価額, ロ 取得費, ハ 譲渡費用, ニ 利益金額, ホ 利益金額の割合

Table with 5 columns: 区分, イ 譲渡価額, ロ 取得費, ハ 譲渡費用, ニ 利益金額, ホ 利益金額の割合

事業用土地等の利益金額の合計額

事業用土地等の利益金額の合計額

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつき書は、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】)に対応しています。

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつき書は、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書【土地・建物用】)に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。なお、①-②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額

譲渡損失金額

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

Table with 8 columns: 取得年分, 物件の所在地, 種類, 面積, 契約年月日, 引渡年月日, 届出書提出先税務署, 届出書提出年月日

Table with 8 columns: 取得年分, 物件の所在地, 種類, 面積, 契約年月日, 引渡年月日, 届出書提出先税務署, 届出書提出年月日

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に(a欄)に記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田畑などと記載してください。

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に(a欄)に記載してください。
※ 平成21年取得分と平成22年取得分がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※ 「種類」欄には、宅地・田畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分(申告年月日) 年分 申告書提出先税務署 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額

適用年分(申告年月日) 年分 申告書提出先税務署 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額

※ ②の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4の②欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

※ ②の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4の②欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には④欄⑤欄の金額を転記)のみ記載してください。

取得価額の内訳	支払先			支払年月日	支払金額
	住所(所在地)	氏名(名称)			
土地				・	円
a				・	
				・	
対象先行取得土地等の取得価額					④
土地				・	
b				・	
				・	
対象先行取得土地等の取得価額					⑤
土地				・	
c				・	
				・	
対象先行取得土地等の取得価額					⑥

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
① × 80% (又は60%)	① - ② (赤字の場合は0)	(A)と(B)のうち少ない金額	(C)のうち適用済み金額	(C) - (D)の金額	対象先行取得土地等の取得価額	繰延利益金額(⑤と⑥のうち少ない金額)	特別適用後の対象先行取得土地等の取得価額(⑦ - ⑧)
a	円	円	円	円	円	円	円
b			④の金額		⑤の金額	⑥	
c			④+⑤の金額		⑥の金額	⑦	
繰延利益金額の合計額(④+⑤+⑦)							⑧

※ b以下の記載は、「⑤欄の金額」>「⑥欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
 ※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したのみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
 ※ ④欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑤欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	③ 収入金額(1のイの金額)	④ 取得価額+譲渡費用(1の(ロ+ハ)の金額)	⑩ 繰延利益金額(⑦の金額×1のホの割合)	⑪ 譲渡所得の金額(③-④-⑩)
短期	申告書第三表⑮又は⑯へ	円	円	申告書第三表⑳又は㉑へ
長期	申告書第三表㉒へ			申告書第三表㉓へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④、⑤の割合)によって⑩の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します)。
 ※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書』の記載例(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)]を参照してください。
 また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄には④欄⑤欄の金額を転記)のみ記載してください。

取得価額の内訳	支払先			支払年月日	支払金額
	住所(所在地)	氏名(名称)			
土地				・	円
a				・	
				・	
対象先行取得土地等の取得価額					④
土地				・	
b				・	
				・	
対象先行取得土地等の取得価額					⑤
土地				・	
c				・	
				・	
対象先行取得土地等の取得価額					⑥

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません)。

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
① × 80% (又は60%)	① - ② (赤字の場合は0)	(A)と(B)のうち少ない金額	(C)のうち適用済み金額	(C) - (D)の金額	対象先行取得土地等の取得価額	繰延利益金額(⑤と⑥のうち少ない金額)	特別適用後の対象先行取得土地等の取得価額(⑦ - ⑧)
a	円	円	円	円	円	円	円
b			④の金額		⑤の金額	⑥	
c			④+⑤の金額		⑥の金額	⑦	
繰延利益金額の合計額(④+⑤+⑦)							⑧

※ b以下の記載は、「⑤欄の金額」>「⑥欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
 ※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したのみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
 ※ ④欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の⑤欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	③ 収入金額(1のイの金額)	④ 取得価額+譲渡費用(1の(ロ+ハ)の金額)	⑩ 繰延利益金額(⑦の金額×1のホの割合)	⑪ 譲渡所得の金額(③-④-⑩)
短期	申告書第三表⑮又は⑯へ	円	円	申告書第三表⑳又は㉑へ
長期	申告書第三表㉒へ			申告書第三表㉓へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホの③、④、⑤の割合)によって⑩の金額をあん分した金額を記載します(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します)。
 ※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書』の記載例(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)]を参照してください。
 また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

(印) ※印の欄については、該当する部分の番号を○印で囲んで記入してください。

 税務署長 令和 年 月 日提出	届	住所 (国内の居所) () フリガナ			
	出	氏名	◎		
	者	個人番号			
		職業		連絡先電話番号	()

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日 年 月 日(年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうち次に1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうち所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注)「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄				
譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)	株(円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)	株(円)

4 その他参考となる事項

関与税理士	◎	電話番号		
-------	---	------	--	--

税務署長	通信日付印の年月日	年 月 日	捺印	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()	← この欄には 書き込んで ください。
	整理番号		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				

(資 6-95-A 4 統一)
R1.11

(印) ※印の欄については、該当する部分の番号を○印で囲んで記入してください。

 税務署長 令和 年 月 日提出	届	住所 (国内の居所) () フリガナ			
	出	氏名	◎		
	者	個人番号			
		職業		連絡先電話番号	()

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日 年 月 日(年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうち次に1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうち所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注)「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄				
譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)	株(円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)	株(円)

4 その他参考となる事項

関与税理士	◎	電話番号		
-------	---	------	--	--

税務署長	通信日付印の年月日	年 月 日	捺印	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()	← この欄には 書き込んで ください。
	整理番号		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				

(資 6-95-A 4 統一)
R1.11

※印の欄については、該当する部分の番号を○印で囲んで記入してください。

※印の欄については、該当する部分の番号を○印で囲んで記入してください。

改正後

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

（注） 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうち所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

（注） 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうち租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

（注） この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複製により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうち所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうち租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複製により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和__年分】

整理番号

住所	フリガナ氏名
電話番号(連絡先)	関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日(又は国外転出の予定日)	国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合(所法60条の2)	□ 有	□ 国外転出の日 年 月 日	・ 年 月 日 ～ 年 月 日
	□ 無	□ 国外転出の予定日 年 月 日 <small>(国外転出の予定日から起算して3月前の日)</small>	
□ 贈与、相続又は遺贈の場合(所法60条の3)	□ 有	□ 贈与の日 年 月 日	・ 年 月 日 ～ 年 月 日
	□ 無	□ 相続開始の日 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏名	住所(又は居所)
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 <small>(差金等決済に係る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額(①-②)	
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円	
	雑所得(その他)				
	総合課税	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 <small>(差金等決済に係る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額(①-②)	
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円	
	雑所得(その他)				
	総合課税	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和__年分】

整理番号

住所	フリガナ氏名
電話番号(連絡先)	関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日(又は国外転出の予定日)	国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合(所法60条の2)	□ 有	□ 国外転出の日 年 月 日	・ 年 月 日 ～ 年 月 日
	□ 無	□ 国外転出の予定日 年 月 日 <small>(国外転出の予定日から起算して3月前の日)</small>	
□ 贈与、相続又は遺贈の場合(所法60条の3)	□ 有	□ 贈与の日 年 月 日	・ 年 月 日 ～ 年 月 日
	□ 無	□ 相続開始の日 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏名	住所(又は居所)
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 <small>(差金等決済に係る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額(①-②)	
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円	
	雑所得(その他)				
	総合課税	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 <small>(差金等決済に係る利益又は損失の額)</small>	② 取得費	差引金額(①-②)	
総合課税	事業所得(営業等)	円	円	円	
	雑所得(その他)				
	総合課税	短期			
		長期			
分離課税	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	先物取引				

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

〔令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

〔平成三十一年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

改正後

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

【国外転出（贈与）時課税（所法60条の3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に転移したもの）

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に転移したもの）

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取除の経緯
① 非居住者である受贈者に転移した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	/
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
② 非居住者である受贈者に転移した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに転移等したもの（下記③を除く。）								
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	移転等の日 (・・・)
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	減額・取除
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	移転等の日 (・・・)
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	減額・取除
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	移転等の日 (・・・)
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	減額・取除
③ 非居住者である受贈者に転移した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・		/
						・		
						・		
計				A				

種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取除の経緯
① 非居住者である受贈者に転移した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	/
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	
② 非居住者である受贈者に転移した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに転移等したもの（下記③を除く。）								
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	移転等の日 (・・・)
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	減額・取除
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	移転等の日 (・・・)
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	減額・取除
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	移転等の日 (・・・)
						・	総合 (事・積・譲(長・短)) 分離(一・上・下)	減額・取除
③ 非居住者である受贈者に転移した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・		/
						・		
						・		
計				A				

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

【1億円の判定】

【1億円の判定】

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5のA」+「6のB」)	◎	※ ◎は1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 (「5のA」+「6のB」)	◎	※ ◎は1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

改正後

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

氏名（被相続人）		氏名（相続人等）							
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例	
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの									
				円	円	・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	/	
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)		
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)		
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)		
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）									
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	移転等の日 (・ ・)	減額・取消
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	移転等の日 (・ ・)	減額・取消
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	移転等の日 (・ ・)	減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの									
						・ ・			
						・ ・			
						・ ・			
計				A					

氏名（被相続人）		氏名（相続人等）							
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例	
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの									
				円	円	・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	/	
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)		
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)		
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)		
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）									
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	移転等の日 (・ ・)	減額・取消
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	移転等の日 (・ ・)	減額・取消
						・ ・	総合 (事・贈・譲 (長・短)) 分離 (非・上場・非税)	移転等の日 (・ ・)	減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの									
						・ ・			
						・ ・			
						・ ・			
計				A					

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の④の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1億円判定》

《1億円判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」+「6のB」）	◎	※ ◎は1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	--

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」+「6のB」）	◎	※ ◎は1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	--

※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	---	-----------	-------

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	---	-----------	-------

改正後

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の①に記載した対象資産に係る下記⑤①に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の②に記載した対象資産に係る下記⑤①に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかつこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の①に記載した対象資産に係る下記⑤①に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)の②に記載した対象資産に係る下記⑤①に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかつこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

改正後

- ⑤ 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外を対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

（例） 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

（例） 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（取入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

- ⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（取入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこで記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（取入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（取入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改正前

- ⑤ 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外を対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

（例） 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

（例） 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（取入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

- ⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（取入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこで記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（取入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（取入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改正後

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記5)に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から7)までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から7)までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次とおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

改正前

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記5)に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から7)までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から7)までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次とおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文	
	相続開始の日	
	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以後
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号	
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号	
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号	—
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【令和__年分】

整理番号

住所、電話番号、フリガナ氏名、職業、関与税理士名

所得金額の計算表 (総合課税、分離課税)

税金の計算表 (①から⑭までの合計)

納税猶予税額の計算表 (A, B, C, D, E)

申告期限までに納付する金額表 (F, G)

税金の計算表 (遺産分割等がある場合)

(注) ⑭の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【令和__年分】

整理番号

住所、電話番号、フリガナ氏名、職業、関与税理士名

所得金額の計算表 (総合課税、分離課税)

税金の計算表 (①から⑭までの合計)

納税猶予税額の計算表 (A, B, C, D, E)

申告期限までに納付する金額表 (F, G)

税金の計算表 (遺産分割等がある場合)

(注) ⑭の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

〔令和二十一年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

〔平成三十一年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずし所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずし所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文	
	相続開始の日	
	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以後
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号	
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号	
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号	—
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受取印

納税者(代表者)	住所又は居所	〒 - (In - -)
	フリガナ氏名	Ⓜ
納税地	住所	〒 - (In - -)
	フリガナ氏名	Ⓜ
納税管理人	住所	〒 - (In - -)
	フリガナ氏名	Ⓜ

_____ 税務署長
令和____年____月____日提出

税務署受取印

納税者(代表者)	住所又は居所	〒 - (In - -)
	フリガナ氏名	Ⓜ
納税地	住所	〒 - (In - -)
	フリガナ氏名	Ⓜ
納税管理人	住所	〒 - (In - -)
	フリガナ氏名	Ⓜ

_____ 税務署長
令和____年____月____日提出

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、同条第____項^{※2}の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、同条第____項^{※2}の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和____年____月____日)
- 帰国予定日
令和____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
 - 第1項の適用を受けている場合の受贈者
住所又は居所_____ 氏名_____
 - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
住所又は居所_____ 氏名_____
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和____年____月____日)
- 帰国予定日
令和____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
 - 第1項の適用を受けている場合の受贈者
住所又は居所_____ 氏名_____
 - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
住所又は居所_____ 氏名_____
- その他参考となる事項

関与税理士 _____ Ⓜ 電話番号 _____

関与税理士 _____ Ⓜ 電話番号 _____

この欄には書かないでください。 → 税務署 通信日付印の年月日 確認印 整理番号 (名簿番号)

年月日				
-----	--	--	--	--

この欄には書かないでください。 → 税務署 通信日付印の年月日 確認印 整理番号 (名簿番号)

年月日				
-----	--	--	--	--

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日⁽¹⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日⁽²⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、() 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日⁽¹⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日⁽²⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※1 及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、() 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

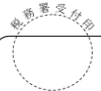
非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

 _____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所 又は居所 〒 _____ (In - - -)	フリガナ 氏名 _____
	納税地 〒 _____ (In - - -)		
令和____年____月____日提出 納税管理人		住所 〒 _____ (In - - -)	フリガナ 氏名 _____

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所
住所_____
- 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
令和____年^{※2}12月31日現在 _____円
- 令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- その他参考となる事項

関与税理士	_____	_____ 電話番号 _____
-------	-------	------------------

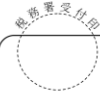
この欄には
記入しないで
ください。}

税務署 署名欄	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
------------	--------------------	-----	------	--------

(資6-103-1-A4統一) R2.11

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

 _____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所 又は居所 〒 _____ (In - - -)	フリガナ 氏名 _____
	納税地 〒 _____ (In - - -)		
令和____年____月____日提出 納税管理人		住所 〒 _____ (In - - -)	フリガナ 氏名 _____

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所
住所_____
- 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
令和____年^{※2}12月31日現在 _____円
- 令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- その他参考となる事項

関与税理士	_____	_____ 電話番号 _____
-------	-------	------------------

この欄には
記入しないで
ください。}

税務署 署名欄	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名簿番号)
------------	--------------------	-----	------	--------

(資6-103-1-A4統一) R1.11

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等^⑨につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

(注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予」付表に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時ににおける国内の住所」欄

所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時ににおける国内の住所を記載します。

(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

(8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）（確定申告書付表）」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等^⑨につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

(注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予」付表に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時ににおける国内の住所」欄

所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時ににおける国内の住所を記載します。

(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

(8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）（確定申告書付表）」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

改正前

この欄は
記入してください

通信日付印の年月日	確認印		整理番号	(名簿番号)
年 月 日				

この欄は
記入してください

通信日付印の年月日	確認印		整理番号	(名簿番号)
年 月 日				

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

納税者受付印

納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏名	◎
納税管理 人	住所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏名	◎

税務署長 _____

令和 ____年 ____月 ____日提出

納税者受付印

納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏名	◎
納税管理 人	住所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏名	◎

税務署長 _____

令和 ____年 ____月 ____日提出

所得税法第137条の ____ 第 ____ 項^{※1}の適用を受けていますが、同条第 ____ 項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の ____ 第 ____ 項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

所得税法第137条の ____ 第 ____ 項^{※1}の適用を受けていますが、同条第 ____ 項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の ____ 第 ____ 項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和 ____ 年分 _____ 税務署 平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____ 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 _____ 円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和 ____ 年分 _____ 税務署 平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____ 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 _____ 円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
						円	円

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
						円	円

関与税理士 _____ ◎ 電話番号 _____

関与税理士 _____ ◎ 電話番号 _____

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日から 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由⁽⁹¹⁾又は第 137 条の 3 第 6 項の事由⁽⁹²⁾（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。
 (注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 5 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「1」 確定する納税猶予期限」欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和 2 年 6 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和 2 年 10 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「2」 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「4」 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日から 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由⁽⁹¹⁾又は第 137 条の 3 第 6 項の事由⁽⁹²⁾（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。
 (注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 5 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「1」 確定する納税猶予期限」欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和元年 7 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和元年 11 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「2」 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「4」 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後

改正前

付表 1

納税猶予期限の一部確定する
所得税等の金額に関する計算書

所得税法第137条の第 項^{※1}の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項^{※2}の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

平成・令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※1)	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 (①-②)	③	円 明細書3⑫へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※2)	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※3) 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額 (④-⑤) (④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額 (③-⑥) (③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	円 明細書4⑫へ
---	---	-------------

(資6-104-2-A4統-) R2.11

○この付表1は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が発生した場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

付表 1

納税猶予期限の一部確定する
所得税等の金額に関する計算書

所得税法第137条の第 項^{※1}の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項^{※2}の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※1)	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 (①-②)	③	円 明細書3⑫へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※2)	④	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※3) 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額 (④-⑤) (④の金額<⑤の金額の場合には、0と書いてください。)	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額 (③-⑥) (③の金額<⑥の金額の場合には、0と書いてください。) (100円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	⑦	円 明細書4⑫へ
---	---	-------------

(資6-104-2-A4統-) R1.11

○この付表1は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が発生した場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

所得税・消費税の納税管理人の届出書に記載した代表者以外の納税者	(1) 納税地	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)
	(2) 上記(1)の区分	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等
	(3) 上記(1)以外の住所地・事業所等	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)
	(4) 氏名	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎
	(5) 生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(6) 個人番号				
	(7) 職業				
	(8) 屋号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(9) 法施行地外の住所又は居所				
	(10) 出国(予定)年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(11) 帰国予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(12) 国内で生じる所得内容	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()
	(13) 納税管理人の住所	(In - -)	(In - -)	(In - -)	(In - -)
	(14) 納税管理人の氏名	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎
	(15) その他				
※ 整理欄 (記載不要)					
税務署 整理欄	整理番号	0	0	0	0
番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
確認書類	種類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
補完	完				

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

所得税・消費税の納税管理人の届出書に記載した代表者以外の納税者	(1) 納税地	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)
	(2) 上記(1)の区分	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等
	(3) 上記(1)以外の住所地・事業所等	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)	(〒 -) (In - -)
	(4) 氏名	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎
	(5) 生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(6) 個人番号				
	(7) 職業				
	(8) 屋号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(9) 法施行地外の住所又は居所				
	(10) 出国(予定)年月日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
	(11) 帰国予定年月日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
	(12) 国内で生じる所得内容	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()	事業・不動産・給与・譲渡 ()
	(13) 納税管理人の住所	(In - -)	(In - -)	(In - -)	(In - -)
	(14) 納税管理人の氏名	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎	フリガナ ◎
	(15) その他				
※ 整理欄 (記載不要)					
税務署 整理欄	整理番号	0	0	0	0
番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
確認書類	種類	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
補完	完				

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改正後

改正前

この欄には
書かないで

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

この欄には
書かないで

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

税務署受付印

税務署長 _____ 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所 又は居所 フリガナ 氏名	〒 - (In - - -)
	納税地	〒 - (In - - -)	
納税管理人	住所	フリガナ 氏名	〒 - (In - - -)
	納税地	〒 - (In - - -)	

税務署受付印

税務署長 _____ 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住所 又は居所 フリガナ 氏名	〒 - (In - - -)
	納税地	〒 - (In - - -)	
納税管理人	住所	フリガナ 氏名	〒 - (In - - -)
	納税地	〒 - (In - - -)	

所得税法第137条の____第____項⁹の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し上げます。

所得税法第137条の____第____項⁹の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し上げます。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
令和____年____月____日
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 _____円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
令和____年____月____日
- その他参考となる事項

関与税理士	☎	電話番号	
-------	---	------	--

関与税理士	☎	電話番号	
-------	---	------	--

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正後

改正前

【令和__年分】

名簿番号

配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書《確定申告書付表》

住所	関係 税理士
フリガナ 氏名	電話番号 (電話)

「1」及び「2」の欄において、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合における配偶者居住権又は敷地利用権の取得費を計算します。

1 配偶者居住権又は敷地利用権を取得した時における建物又は土地の取得費の額のうち、配偶者居住権又は敷地利用権の価額に相当する金額に対応する部分の金額

	配偶者居住権	敷地利用権
被相続人の氏名及び相続開始年月日 (被相続人) (年 月 日相続開始)		
配偶者居住権又は敷地利用権の取得年月日	① 年 月 日	
①の時に建物又は土地を譲渡したとしたならば取得費の額として計算される金額	② (B) - (C) 円	(A) 円
配偶者居住権又は敷地利用権の相続税評価額	③ 円	円
配偶者居住権付建物又はその敷地の相続税評価額	④ 円	円
取得時における価額に相当する金額に対応する部分の金額 (② × ③ / (③ + ④))	⑤ (外) 円	(外) 円

②の金額の計算

購入 建築 価額の内訳	購入(建築)先・支払先		購入 年月日	購入・建築代金
	住所(所在地)	氏名(名称)		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (A)	円
建物			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他			小 計 (B)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

《建物の償却費相当額の計算》

(B)の金額 償却率 経過年数 償却費相当額(C)

標準 円 × 0.9 × × = 円

※ 建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(C)の額は、(B)の額の95%を限度とします。

2 配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合における配偶者居住権又は敷地利用権の取得費

	配偶者居住権	敷地利用権
消滅年月日	⑥ 年 月 日	
⑤の金額 [(外) 欄の金額計]	⑦ 円	円
①から⑥(取得から消滅)までの期間の年数	⑧ 年	
配偶者居住権の存続年数	⑨ 年 (平均余命・設定期間)	
取得費の計算上控除する金額 (⑦ × ⑧ / ⑨)	⑩ 円	円
取得費 (⑦ - ⑩)	⑪ (A) 円	(B) 円

配偶者居住権又は敷地利用権の消滅による譲渡所得の申告の場合は、①欄の金額を譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】の2欄へ合計して記載します。

(資6-125-A4統一)

(新規)

○この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

「3」から「6」までの欄は、配偶者居住権の目的となっている（又はなっていた）建物やその敷地の用に供される土地を譲渡した場合における取得費の計算に使用します。

3 譲渡した建物又は土地の購入（建築）代金など

購入 価額の内訳 建築	購入（建築）先・支払先		購入 年月日	購入・建築代金
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

《建物の償却費相当額の計算》

(ロ)の金額	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)
□標準			
_____円	× 0.9	× _____	= _____円

※ 建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」にしてください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします。

「4」から「6」までの場合から、「3」の譲渡した建物又は土地について当てはまるいずれかの場合を選んで記載します。

4 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合

取得費 ⑩	建 物	(ロ)-(ハ)-A) 円	⑩欄の金額を譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表業計算明細書) 【土地・建物用】の2欄へ合計 して転記します。
	土 地	(イ)-B) 円	

5 配偶者居住権又は敷地利用権を消滅させて建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合

(1) 配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき支払った対価の額

支払った対価の額	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住 所（所在地）	氏 名（名称）		
敷地利用権			・ ・	(ニ) 円
配偶者居住権			・ ・	(ホ) 円

建物の構造 木造 木骨モルタル 鉄骨 鉄筋 金属造 その他

《建物（配偶者居住権の消滅）の償却費相当額の計算》

(キ)の金額	償却率	経過年数	償却費相当額(ヘ)
_____円	× 0.9	× _____	= _____円

※ 非業務用建物(居住用)の(ヘ)の額は、(キ)の価額の95%を限度とします。

(2) 取得費の計算

取得費 ⑩	建 物	((ロ)-(ハ)-A)+(ホ)-(ヘ) 円	⑩欄の金額を譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表業計算明細書) 【土地・建物用】の2欄へ合計 して転記します。
	土 地	((イ)-B)+(ニ) 円	

※ ((ロ)-(ハ)-A) ≤ 0 のときは、((ロ)-(ハ)-A) を 0 として計算します。

6 配偶者居住権を有する居住者が配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、譲渡した場合

「3」の欄に、建物の購入代金などに加えて(ハ)欄の金額を、土地の購入代金などに加えて(イ)欄の金額を記載し、建物又は土地の購入代金などと合計して、それぞれ(イ)欄及び(ロ)欄を計算します。

取得費 ⑩	建 物	(ロ)-(ハ) 円	⑩欄の金額を譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表業計算明細書) 【土地・建物用】の2欄へ合計 して転記します。
	土 地	(イ) 円	

(新規)

改正後

改正前

配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書《確定申告書付表》

1 使用目的

この計算明細書は、次の1から4までに掲げる場合における譲渡所得の金額の計算上控除する取得費を計算するために使用するものです。

- (1) 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合（所得税法第60条第3項）
 (2) 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合（所得税法第60条第2項）
 (3) 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した後に譲渡した場合（所得税法施行令第169条の2第5項又は第6項）
 (4) 配偶者居住権を有する居住者が、その配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を譲渡した場合（所得税法施行令第169条の2第7項）

① 1 この計算明細書において、「贈与」、「相続」又は「遺贈」とは、それぞれ所得税法第60条第1項第1号に掲げる贈与、相続又は遺贈をいいます。

2 この計算明細書において、「敷地利用権」とは、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地をその配偶者居住権に基づき使用する権利をいいます。また、「土地」には、土地の用に供する権利を含みます。

なお、申告の際には、この計算明細書のほか、上記1の場合には「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）【総合譲渡用】」を、上記2から4までの場合は「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書と一緒に提出する必要があります。

2 作成を要しない場合

この計算明細書は、次の1から3までに掲げる場合には、作成する必要はありません。

- (1) 譲渡価額の5%を取得費とする場合
 (2) 上記1(3)に掲げる場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき
 (3) 上記1(4)に掲げる場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又は遺贈により取得したとき

3 記載要領等

(1) 次表のイからニまでに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」（この計算明細書の「1」から「6」）に○印の付された箇所を記載してください。

区 分	記載する箇所					
	1	2	3	4	5	6
イ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合（上記1(1)に掲げる場合）	○	○				
ロ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合（上記1(2)に掲げる場合）	○	○	○	○		
ハ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した後に譲渡した場合（上記1(3)に掲げる場合）	○	○	○		○	
ニ 配偶者居住権を有する居住者が、その配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を譲渡した場合（上記1(4)に掲げる場合）	○	○	○			○

(2) 「被相続人の氏名及び相続開始年月日」欄には、配偶者居住権の設定に係る相続又は遺贈に係る被相続人の氏名及び相続開始年月日を記載してください。

(3) ①「配偶者居住権又は敷地利用権の取得年月日」欄には、配偶者居住権が設定された年月日を記載してください。

なお、配偶者居住権が設定された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日をいいます。

- イ 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき 遺産の分割が行われた時
 ロ 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき 相続開始の時

(4) ②「①の時に建物又は土地を譲渡したとしたらば取得費の額として計算される金額」欄には、配偶者居住権については「②の金額の計算」欄の(B)-(C)の金額を、敷地利用権については「②の金額の計算」欄の(A)の金額をそれぞれ記載してください。

③「②欄の記載においては、まず、「②欄の金額の計算」欄に、配偶者居住権が設定された時において配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡したものと仮定した場合に建物又は土地の取得費の額として計算される金額（配偶者居住権が設定されていないものとして計算します。）を記載してください。

(5) ③「配偶者居住権又は敷地利用権の相続税評価額」欄には、配偶者居住権の設定に係る相続開始の時に、相続税法第23条の2第1項又は第3項の規定を適用したならば同項の規定により計算される配偶者居住権又は敷地利用権の価額を記載してください。

(新規)

改正後

改正前

6) ④「配偶者居住権付建物又はその敷地の相続税評価額」欄には、配偶者居住権の設定に係る相続開始の時刻において、相続税法第23条の2第2項又は第4項の規定を適用したならし若し同項の規定により計算される配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地の価額を記載してください。

7) ⑤「取得の時刻における価額に相当する金額に対応する部分の金額」欄には、②欄の金額に、③欄の金額が③欄及び④欄の金額の合計額に占める割合を乗じて計算される金額を記載してください。

そのほかに、配偶者居住権又は敷地利用権の取得費に算入する金額（配偶者居住権の設定に係る登記費用等）がある場合には、⑤欄の外書に記載してください（ただし、「3」から「6」までの欄の計算をする場合は、この金額は記載しません。）。

なお、配偶者居住権又は敷地利用権のいずれにも該当する費用は、それぞれの価額などに応じて合理的にあん分して記載してください。

8) ⑥「消滅年月日」欄には、次表のイからニまでに掲げる区分に応じ、「消滅年月日」欄に掲げる年月日を記載してください。

区 分	消滅年月日
イ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合（上記1①に掲げる場合）	その配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した年月日
ロ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合（上記1②に掲げる場合）	その建物又は土地を譲渡した年月日
ハ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した後譲渡した場合（上記1③に掲げる場合）	その配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した年月日
ニ 配偶者居住権を有する居住者が、その配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を譲渡した場合（上記1④に掲げる場合）	その建物又は土地を取得した年月日

9) ⑦「⑤の金額」欄は、⑤欄の金額（外書の金額がある場合には、その金額を合計した金額）を記載してください。

10) ⑧「①から⑥（取得から消滅）までの期間の年数」欄は、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てて記載してください。

11) ⑨「配偶者居住権の存続年数」欄は、次のイ又はロに掲げる場合に応じて、該当する年数を記載し、「平均余命」又は「設定期間」（次のロのうち括弧書き以外の場合）のいずれかを該当するものを○で囲んでください。

なお、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てて記載してください。

イ 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間とされている場合 その配偶者居住権が設定された時における配偶者の平均余命^⑩

⑩ 「平均余命」とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表（その配偶者居住権が設定された時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のもの）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。

ロ 上記イ以外の場合 遺産分割の協議若しくは審判又は遺言により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者居住権が設定された時における配偶者の平均余命を超える場合には、平均余命）

12) 「3 譲渡した建物又は土地の購入（建築）代金など」には、次表のイからハまでに掲げる区分に応じ、「建物又は土地の購入・建築代金」欄に掲げる金額を記載してください。

なお、建物については、《建物の償却費相当額の計算》にその建物の取得の時から譲渡の時までの償却費相当額を記載してください。

区 分	建物又は土地の購入・建築代金
イ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合（上記1②に掲げる場合）	その相続又は遺贈に係る被相続人が、その建物又は土地を取得した時の購入（建築）代金など
ロ 相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した後譲渡した場合（上記1③に掲げる場合）	・ 配偶者居住権を有する居住者が、その建物又は土地を取得した時の購入代金など ・ ③欄及び④欄の金額（その建物又は土地を取得した時において配偶者居住権又は敷地利用権が消滅したものと仮定した場合には、配偶者居住権又は敷地利用権の取得費の額として計算される金額）
ハ 配偶者居住権を有する居住者が、その配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を譲渡した場合（上記1④に掲げる場合）	・ 配偶者居住権を有する居住者が、その建物又は土地を取得した時の購入代金など ・ ③欄及び④欄の金額（その建物又は土地を取得した時において配偶者居住権又は敷地利用権が消滅したものと仮定した場合には、配偶者居住権又は敷地利用権の取得費の額として計算される金額）

13) 「5 配偶者居住権又は敷地利用権を消滅させて建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合」の《建物（配偶者居住権の消滅の対価）の償却費相当額の計算》において使用する償却率は、「3」で使用した建物の償却率と同じ償却率を使用します。

なお、「5」の⑫「取得費」欄で建物の取得費を計算する場合において、 $(n) - (r) - ⑬$ が0以下になるときは、 $(n) - (r) - ⑬$ を0として計算してください。ただし、「3」の建物の購入（建築）代金などに配偶者居住権を消滅させた後に支払った金額（例えば、増改築の費用）がある場合において、その金額に係る部分を除いた $(n) - (r) - ⑬$ が0以下になるときは、 $(n) - (r) - ⑬$ を0とした上で、その金額に係る部分を加算します。

(新規)

改正後

改正前

平成____年分 特定路線価設定申出書

整理簿
※

____税務署長
令和____年____月____日 申出者 住所(所在地) _____
(納税義務者)
氏名(名称) _____
職業(業種) _____ 電話番号 _____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 相続税申告のため(相続開始日____年____月____日) 被相続人 { 住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____ } <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため(受贈日____年____月____日)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日____年____月____日 (4) その他 { _____ }
4 連絡先	〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____
5 送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input type="checkbox"/> 連絡先に送付

* □欄には、該当するものにレ点を付してください。

※印欄は記入しないでください。

平成____年分 特定路線価設定申出書

整理簿
※

____税務署長
令和____年____月____日 申出者 住所(所在地) _____
(納税義務者)
氏名(名称) _____ 印
職業(業種) _____ 電話番号 _____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 相続税申告のため(相続開始日____年____月____日) 被相続人 { 住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____ } <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため(受贈日____年____月____日)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日____年____月____日 (4) その他 { _____ }
4 連絡先	〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____
5 送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input type="checkbox"/> 連絡先に送付

* □欄には、該当するものにレ点を付してください。

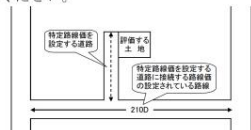
※印欄は記入しないでください。

改正後

(裏)
記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。

- この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図、写真等）を添付してください。



- 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。

- 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を画地ごとに記載してください。
- 「土地等の利用人名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用人名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。
- 「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
- 「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。
- 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
- 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約50m程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
- 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第1種低層住居専用地域等）、建蔽率及び容積率を記載してください。
- 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。

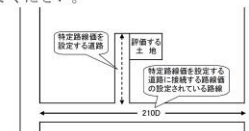
(注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

改正前

(裏)
記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。

- この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図、写真等）を添付してください。



- 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。

- 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を画地ごとに記載してください。
- 「土地等の利用人名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用人名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。
- 「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
- 「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。
- 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
- 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約50m程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
- 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第1種低層住居専用地域等）、建蔽率及び容積率を記載してください。
- 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。

(注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

改正後

平成・令和____年分 特定路線価設定申出書

使用目的

この申出書は、路線価地域内において、相続税又は贈与税の課税対象となる、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要がある場合において、納税義務者から税務署長に対し、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定の申出をするために使用するものである。

改正前

平成・令和____年分 特定路線価設定申出書

使用目的

この申出書は、路線価地域内において、相続税又は贈与税の課税対象となる、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要がある場合において、納税義務者から税務署長に対し、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定の申出をするために使用するものである。

改正後

改正前

必要経費不算入対価等の明細書

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

※欄には記載しないという。

1 判定期間			
(1) 届出又は申請書の提出に係る事由が生じた日	令和	年	月 日
(2) (1)の日以前5年以内の期間(判定期間)	(自) 令和	年	月 日 ^(注1)
	(至) 令和	年	月 日
2 上記1の判定期間において特別関係者へ支払った金額の内訳^(注2)			
(1) 特別関係者に支払をした給料賃金の内訳[※]			
年分	支払を受けた者の氏名	青色事業専従者	支給額
		該当・非該当	円
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
合 計			①
イ ①のうち青色事業専従者給与に該当するものの合計額			②
ロ 必要経費不算入対価等に該当する給料賃金の額 (①-②)			③
※ 各年に支払をした給料賃金のうち上記1②の判定期間内に支払をしたものについて、支払をした年分及び支払を受けた者ごとに、その合計額を記載してください。			
(2) 特別関係者へ支払をした上記(1)以外の対価の内訳			
支払日	支払を受けた者の氏名	費目	支払額
・			円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
合 計			④
3 必要経費不算入対価等の金額 (③+④)			円

(資 12⑥-26-2-1-A 4 統一) (令 2. 12)

(新規)

改正後

改正前

(裏)

(新規)

1 使用目的

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

- 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）

2 記載要領等

(1) 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であつて、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(2) 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。

- イ 特例事業受贈者・相続人等の親族
- ロ 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 特例事業受贈者・相続人等の使用人
- ニ 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（ハに掲げる者を除きます。）
- ホ ハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ヘ 次に掲げる会社

(イ) 特例事業受贈者・相続人等（イからホに掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。（ロ）及び（ハ）において同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

(ロ) 特例事業受贈者・相続人等及び（イ）に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(ハ) 特例事業受贈者・相続人等及び（イ）又は（ロ）に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(注 1) 1 (1)の日の 5 年前の応当日の翌日を記載してください。

(注 2) 特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事する使用人（上記(2)イ及びロに掲げる者を除きます。）に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、記載を要しません。

改正後

改正前

(税務署 受付印)

税の更正の請求書

税務署長 (前納税地 _____) _____

住所又は所在地 _____

令和 ____年 ____月 ____日提出

納税地 _____

フリガナ氏名又は名称 _____ 印

個人番号又は法人番号 _____

(個人番号の記載に当たっては、正確な欄に記入し、そのほか記入してはならない)

_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|

(法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印

職業 _____ 電話番号 _____

- 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日
平成 ____年分 _____ 平成 ____年 ____月 ____日
令和 ____年分 _____
- 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり
- 添付した書類

- 更正の請求をする理由

- 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6. 還付を受けようとする銀行等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____

関与税理士	印	電話番号
税務署長 令和 ____年 ____月 ____日	通信日付年月日 _____ _____ _____	確認者印 整理簿 整理番号 名簿番号 番号確認 身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 <small>個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()</small>

(資 15-1-1-A4 統一)

(税務署 受付印)

税の更正の請求書

税務署長 (前納税地 _____) _____

住所又は所在地 _____

令和 ____年 ____月 ____日提出

納税地 _____

フリガナ氏名又は名称 _____ 印

個人番号又は法人番号 _____

(個人番号の記載に当たっては、正確な欄に記入し、そのほか記入してはならない)

_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|_____|

(法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印

職業 _____ 電話番号 _____

- 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日
平成 ____年分 _____ 平成 ____年 ____月 ____日
令和 ____年分 _____
- 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり
- 添付した書類

- 更正の請求をする理由

- 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6. 還付を受けようとする銀行等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____

関与税理士	印	電話番号
税務署長 令和 ____年 ____月 ____日	通信日付年月日 _____ _____ _____	確認者印 整理簿 整理番号 名簿番号 番号確認 身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 <small>個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()</small>

(資 15-1-1-A4 統一)

改正後

書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
(例) 平成(令和)〇〇年分相続税申告書 平成(令和)〇〇年〇月〇日提出
平成(令和)〇〇年分相続税決定通知書 平成(令和)〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正前

書きかた

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
(例) 平成(令和)〇〇年分相続税申告書 平成(令和)〇〇年〇月〇日提出
平成(令和)〇〇年分相続税決定通知書 平成(令和)〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正後

改正前

次葉

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等(相統税 - 付表 2)

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等(相統税 - 付表 2)

租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成 31 年 1 月分以降用)

(平成 30 年分以降用)

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Includes sub-section (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

Table with columns: 区分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Includes sub-section (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

2 株式等納税猶予税額の計算

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Details the calculation of tax deferral amounts for shares.

Table with columns: 区分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Details the calculation of tax deferral amounts for shares.

改正後

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表 2の2)

租税特別措置法第 70 条の7の6(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例)及び同法第 70 条の7の8(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成31年1月分以降用)

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例対象(相続)非上場株式等の価額		
②	特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者(以下「特例経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額		
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額	,000	,000
⑦	基礎控除額	,000,000	,000,000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥-⑦)	,000	,000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に定まる取得金額(⑧×⑩)	⑫相続税の総額となる税額
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑫の合計額)	00

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額(1の⑬×1の⑭/1の⑮+⑯)(「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の2の2表の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a	(②+③)-暦年課税分の贈与税額控除額の金額(赤字の場合は0)		
b	特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
④	(①+a-b)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	(a-④)の金額(赤字の場合は0)		
⑥	特例対象(相続)非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額		
イ	〔会社名〕に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×イの株式等に係る価額/1の⑰)(100円未満切捨て)	00	00
ロ	〔会社名〕に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ロの株式等に係る価額/1の⑰)(100円未満切捨て)	00	00
ハ	〔会社名〕に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ハの株式等に係る価額/1の⑰)(100円未満切捨て)	00	00
⑦	特例株式等納税猶予税額(⑥の金額(100円未満切捨て)又は⑥の金額の合計額)	00	00

(資15-1-3-3-A4統-1)

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表 2の2)

租税特別措置法第 70 条の7の6(非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例)及び同法第 70 条の7の8(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成30年分以降用)

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例対象(相続)非上場株式等の価額		
②	特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者(以下「特例経営承継人」という。)に係る債務及び葬式費用の金額		
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)		
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑦	基礎控除額		
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥-⑦)		
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(請求額)			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪法定相続分に定まる取得金額(⑧×⑩)	⑫相続税の総額となる税額
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額(⑫の合計額)	00

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額(1の⑬×1の⑭/1の⑮+⑯)(「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の2の2表の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)		
a	(②+③)-暦年課税分の贈与税額控除額の金額(赤字の場合は0)		
b	特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は0)		
④	(①+a-b)の金額(赤字の場合は0)		
⑤	(a-④)の金額(赤字の場合は0)		
⑥	特例対象(相続)非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額		
イ	〔会社名〕に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×イの株式等に係る価額/1の⑰)(100円未満切捨て)		
ロ	〔会社名〕に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ロの株式等に係る価額/1の⑰)(100円未満切捨て)		
ハ	〔会社名〕に係る特例株式等納税猶予税額(⑤×ハの株式等に係る価額/1の⑰)(100円未満切捨て)		
⑦	特例株式等納税猶予税額(イ+ロ+ハ)		

(資15-1-3-3-A4統-1)

改正後

改正前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表6)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等
(相続税 - 付表6)

租税特別措置法第 70 条の6の 10(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算
明細表

租税特別措置法第 70 条の6の 10(個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算
明細表

(平成31年1月分以降用)

(平成31年1月分以降用)

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例事業用資産の価額		
②	特例事業相続人等に係る特定債務額		
③	特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)	,000	,000
④	特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額	,000	,000
⑤	基礎控除額	,000,000	,000,000
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)	,000	,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩相続税の総額の基礎となる税額
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪相続税の総額 (⑩の合計額)	00

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例事業用資産の価額		
②	特例事業相続人等に係る特定債務額		
③	特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		
④	特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額		
⑤	基礎控除額		
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)		
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩相続税の総額の基礎となる税額
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪相続税の総額 (⑩の合計額)	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
②	特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の①×1の③/1の③+④) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の6表の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	②+③-暦年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)		
b	特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
④	(①+a-b)の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	事業用資産納税猶予税額 (a-④)の金額 (赤字の場合は0)	00	00

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額		円
②	特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の①×1の③/1の③+④) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の6表等の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	②+③-暦年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)		
b	特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
④	(①+a-b)の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	事業用資産納税猶予税額 (a-④)の金額 (赤字の場合は0)		

改正後

改正前

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書

(令和2年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
		円	円
住 宅 取 得 等 資 金 の 計 算 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉒	
	住宅取得等資金の合計額 2	㉓	
	非 課 税 限 度 額	㉔	
	平成 27 年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉕	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉔-㉕)	㉖	
	特別住宅資金非課税限度額	㉗	
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 (注)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉗-㉘)	㉙	
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚+㉛)	㉜	
	㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉚)	㉝	
	㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉛)	㉞	
	(注) 令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。		

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 2)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書

(令和元年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
		円	円
住 宅 取 得 等 資 金 の 計 算 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉒	
	住宅取得等資金の合計額 2	㉓	
	住宅資金非課税限度額	㉔	
	平成 27 年分から 30 年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉕	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉔-㉕)	㉖	
	特別住宅資金非課税限度額	㉗	
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚+㉛)	㉜	
	㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉚)	㉝	
	㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉛)	㉞	

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

改正後

改正前

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 3)

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

(令和2年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
(震災特例法の) 住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕	
	非課税限度額の計算		
	住宅資金非課税限度額	㉖	
	平成 27 年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額	㉙	
	令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注)	㉚	
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉙-㉚)	㉛	
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉜	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉝	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉜+㉝)	㉞		
㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉜)	㉟		
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉝)	㊱		

(注) 令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住家用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 3)

〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕

(令和元年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
(震災特例法の) 住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕	
	住宅資金非課税限度額	㉖	
	平成 27 年分から 30 年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額	㉙	
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉜	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉝	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉜+㉝)	㉞	
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉜)	㉟	
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉝)	㊱	

(資 15-1-4-4-A 4 統一)